

## 速記録

### 淀川水系流域委員会地域委員会（第3回）

日 時 平成25年 1月25日（金）

午後 1時01分 開会

午後 5時40分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

新館3F A会議室

[午後 1時01分 開会]

## 1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは、定刻となりましたので、これより平成24年度淀川水系流域委員会地域委員会第3回を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。よろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員でございますが、全委員12名中9名の方にご出席いただいております。多田委員におかれましては、少し遅れて参加されるということでございました。座席表の方では上田耕二委員がご出席になっているのですが、急遽体調を崩されましてご欠席ということになってございます。いずれにいたしましても、定足数に達してございますので、委員会として成立していることを報告させていただきます。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配付資料ですが、「議事次第」「座席表」「淀川水系流域委員会地域委員会委員名簿」。資料-1といたしまして、「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料」。それから、参考資料-1「上野地区の治水対策の経緯」、参考資料-2「点検項目と観点及び指標の関係」、参考資料-3「一般からのご意見」、参考資料-4「ダム検証における意見聴取について」のあわせて8点でございます。不足の資料等ございましたら、事務局までお申しつけください。

参考資料-3の一般からのご意見につきましては、進捗点検の報告書を公開していません近畿地方整備局のホームページに送付があったものです。本資料につきましては、近畿地方整備局のホームページで公開しておりますが、流域委員会宛てのご意見でもございましたので、参考資料として配付させていただきます。今後こういったご意見の送付があった場合は、委員会でアナウンスをさせていただくとともにホームページで公開し、ご紹介させていただきます。委員各位におかれましては、委員会でのご意見を述べられる際に参考にしていただければと考えております。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご

意見につきましては、委員会の後半でお伺いをする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページ、また郵送でもお受けしておりますので、ご活用ください。携帯電話につきましては、電源を切っていただくかマナーモードに設定し、会議中の使用は控え願います。会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為があった場合は、傍聴をお断りしたり退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

以上、円滑な審議の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に移らせていただきます。中谷委員長よろしく願います。

○中谷委員長

委員の皆様ご出席いただきましてありがとうございます。よろしく願います。

今ほど進行の方からお話がありましたが、前回2回目につきましては、治水、防災、そして維持管理というところを議論してまいりました。そして、またあわせて現地調査もあってということで、本日を迎えております。

あと、議事次第のところには、テーマが書いてありまして、人と川とのつながりというところですが、先ほど資料のところでご紹介がありましたように、前回議論いたしました一つであります上野遊水地に関して、そこで行われている事業についての状況については前回説明を受けたところでもあります。ただ、そうした方策をとるに至った経緯等々をさらに理解を深めるために、その辺もお話を聞いておく方がいいんじゃないかということで、私、判断いたしまして、実は本日の前段、資料がついておりますけれども、それについてのご説明をいただくということにしました。ので、そこら辺を踏まえていただいて、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、先ほどご紹介ありましたとおり、参考資料であります、その上野地区の治水対策の経緯というところの説明からお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

失礼いたします。木津川上流河川事務所の寺井と申します。よろしく願います。

前回治水の方で後半をご紹介させていただきましたけれども、その中で、上野遊水地の話が少しありまして、上流部、中上流部の改修に当たって非常に苦労するんだと。その改

修が下流に影響の出ないようなことを考えなければならぬといったような話があったかと思ひまして、今回お時間を頂戴しまして、もう少し上野遊水地についてご紹介させていただきたいと思ひます。

御承知のとおり、淀川下流、中流部から三川、桂川、宇治川、木津川とございまして、木津川も京都府内を流れて、さらに三重県に入りまして、名張川、それから木津川本川とございまして。ちょうどご案内のように伊賀盆地の出口のところに岩倉峡という狭窄部がございまして。この地図でもごらんいただけるかと思ひますけれども、北は信楽高原、南は大和高原に挟まれまして、非常に狭い溪谷を通り抜けて木津川下流へ流れるといったような地形をしておりまして、岩倉峡上流部にあります伊賀盆地が非常に被害が、洪水被害が多発するということでありまして。特に安政の大地震によりまして、ちょうどこのあたりが震源だったようですけれども、伊賀盆地自体が地盤沈下を起こしまして、それでも被害が増大したというような記録が残っていることがあります。

本来の資料の紹介にまいりますけれども、先ほど紹介しましたように、ちょうど岩倉峡ですけれども、岩倉峡が非常に山が迫っておりまして、流れにくくなると。その上流に木津川本川、服部川、柘植川と3本の川がちょうど岩倉峡を目がけて扇の要に向かってくるような形で河川があります。そこに発達しているのが伊賀盆地でございまして、明治時代大きな水害で「午年の水害」というのが明治3年にあったようですけれども、これも非常に大きな水害で避水移居といひまして、もともと住んでらっしゃった方がもうそこには住めなくなったということで移転を余儀なくさせられたといったような時代もございまして。

先ほど紹介しましたように、500ha以上、500haぐらい浸かった洪水というのが戦後に6回もございまして。一番新しいところでは昭和57年の10号台風の時だったですけれども、ほとんど伊賀盆地の居住されている以外のところが全部水浸しになったといったようなことがございまして。現在、河川整備計画で目標としておりますのが、昭和28年の13号台風の規模を目がけて今改修を進めているところです。これは、一応戦後最大ということで、湛水面積が540haということで、先ほども申しましたように、伊賀盆地の大半が水浸しになったということで、これは昭和36年の前線の豪雨のときの写真ですけれども、平地のほとんどが水浸しになったということです。鍵屋の辻といひて、例の仇討ちで有名なところでございますけれども、ちょうどそこも大体2.5mも浸かってしまったというようなことがございまして。

こういった状況をどう打開すればいいかということで、大昔からその岩倉峡の開削が地元にとって悲願であるということで、何とか岩倉峡を開削できないものかと検討を進めたところでした。で、それまでに昭和40年代にそういうことが議論されまして、工事実施基本計画が昭和40年に立てられましたときには、上野地区の治水対策についてどうすればいいかということがありまして、昭和42年に遊水地計画というものを定めております。地域にとっては、岩倉峡を抜くというのが一番いいんですけども、それでは下流の改修がとてもしゃないけれどももたないといったようなことで、開削を行わないで早急な治水対策ができないことかという検討がなされまして、遊水地と河道掘削、それから川上ダムで上流から来る水を調節しようというような計画がなったところでございます。

それで、昭和43年にこの案をやむなしということで三重県知事が了承しまして、昭和44年から遊水地の工事に着手しているところでございます。

これはポンチ絵ですけども、540ha浸かったところをですね、遊水地、4つの遊水地がございます、新居、小田、長田、木興と、4つの遊水地でこの氾濫したボリュームを一部貯めようということで、これが湛水量で約900万 $\text{m}^3$ になります。

もともと氾濫してたのが1610万 $\text{m}^3$ ですので、とてもしゃないけれども、遊水地だけで賄うことができないということで、上流にダムを造って、その治水効果を期待して下流への影響を無くして、上野の被害も最小にしたいということでございます。

ちなみに、ちょっとややこしいグラフですけども、自然状態ということは、こういう上流で氾濫した状態がこの橙色のハイドログラフになるんですけども、これを開削してしまうと、下流に流量増をもたらすことになりますので、それを遊水地とダムとで自然状態にまで戻そうというのが当時立てられた計画でございます。

現在、上野の遊水地事業ですけども、ほとんど出来上がっております。先ほど言いました4つの遊水地でございますけれども、一部このグリーンのところを残して、これは築堤が若干残ってるんですけども、ここの部分の築堤工事を現在進めているところがございます。木興と長田の遊水地につきましては、昭和23年度まで昨年度までで、既にでき上がっておりまして、もうここについては運用が開始できる状態です。ただ、小田と新居につきましては、まだ完成しておりませんので、現在築堤工事の真っ最中というところでございます。

昨年17号台風のときには、相当水量がありまして、やはりこの長田、木興、小田、新居、全遊水地に水が入っております。近年もですね、平成21年にもこの中に水は入って

おりますし、そんな中で前回の委員会の中で上田委員の方から、一応こういうふうに整備は整ってきたけれども、やっぱり洪水になると冷蔵庫や洗濯機、あるいはごみなんかが流れてきて、この遊水地に入ってしまうということで、上流としてもですね、苦渋の選択で、遊水地事業を受け入れたんだけど、やっぱり被害は毎年のように起こるんだよというようなことをご紹介していただきましたけれども、計画では、ダムができますと確率でいいますと、10分の1の洪水に対して、10分の1以上の規模の洪水はこの遊水地へ水が入るという計画になっておりますけれども、現在のころまだ完成しておりませんので、毎年のように遊水地の中には少しの雨でも水が入ってしまうといったような状況でございます。

そんなことで、下流に対しては上流で何とか食い止めようということの事業をやっていますという紹介でございます。

以上でございます。

#### ○中谷委員長

どうもありがとうございました。前回に引き続き上野遊水地を知っておこうということで、こうした状況は、淀川本川もそうですし、西の方の桂川でも保津峡というところがあって、上野、その上流の亀岡あたりでも困ってるしというところでもあります。

ご説明をいただいたところなんですけど、メカニズム的に一番最後のページで図面がかいておりまして、赤い線でちょっと膨らんだところがありますが、要は、この辺の部分で川の水位が上がってくると、自動的に堤防部分を超えていわゆる遊水地というところに水が入るとい、そういう考えでよろしいんでしょうかというところと、もう一点、今もかなりな部分に浸水した経過があるということでしたが、その辺の、例えば近年の頻度とか、田んぼというイメージ、堤防で囲われた中は田んぼになってるわけですけども、例えば、田んぼでも水利用する関係で、多分高さが微妙に違ったりしてると思うのですが、一旦そういうところから堤防を越えて水が入ってしまうと、もうこの田んぼは幸いに浸からなかったけど、こっちは浸かってるとか、何かそういう事象は出るのか出ないのか、ちょっとその辺2点お尋ねしたいのですが。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

まず1点目の越流堤の話ですけども、ここに先ほどご紹介していただきましたように、ちょこっと膨らんでいる箇所が4カ所ございます。構造的には、こちらはこちらも同じ格好をしてますけれども、これはどちらも右側が川になっています。見ていただくと、向こうの堤防の高さより若干低くなっております。大体本来の高さの4mぐらい低いところに堤

防の天端が来ております。したがって、川の水が上がってくると、ここの越流堤と称しております部分を越えて、こちらの田んぼ側に水がこぼれてくるということになります。こちらも同様でございます、これは長田の越流堤ですけれども、河川の水位が上がってくると、田んぼ側に水が入るという構造になっております。したがって、岩倉峡で堰上げられた水がこの服部川、木津川で糞詰まりになってどんどん水がたまってくるときにこの越流堤を越えて、それぞれの遊水地に水はいるということになります。

実はこの越流堤の高さは、この4カ所とも同じ高さにしております。したがって、タイミング的にはこっちの片方の川が水量が多いことになっても、どうしても岩倉峡で水が流れにくくなりますので、ここでもう湛水してしまいますので、おおむね計画ではですね、それぞれの遊水地に入るタイミングは同じというふうに計画をしているところでございます。

先ほど申しましたように、通常の流水ですと、大体10分の1規模の、完成すればですね、10分の1規模以上の流量が来たときに、ここからこぼれ出すということでございます。

今、ここに堤防がございませんので、岩倉峡が糞詰まりになると、必ず水は入ってしまうという状況です。

実は、その頻度ですけれども、去年の17号でも浸かりました。それは、もちろん完成していませんので、ここにマルチョボ（注：記号を示す）がありますけれども、これが排水門と申しまして一度たまった水をこの位置から水を吐くという、排水をする門ですけれども、この門をまだ閉めずにいるところです。したがって、開いた状態ですので、自然の状態のまんまですんで、河川の水位が上がってくると、この水門から逆流して遊水地の中に水が入りました。頻度的にはですね、先ほども申しましたけれども、平成21年の18号台風、昨年24年ですね、その前は私ちょっと知らないんですけれども、ほとんどですね、堤防のない状態ですので、かなり頻繁に遊水地のこの田んぼの方には水が入っていたと思われま。ただ、この周囲堤がもう既にできておりますので、この周囲の堤防を越えて水が市街地にこぼれるということは今まで周囲堤が完成してからはございません。

あと、田んぼの高さですけれども、確かに田んぼの高さは違います。一旦水が入りますと、ここに垂直渠がありまして、ここで勢いが減勢されまして、堤防沿いに堤脚水路という大きな水路がございます。それにこぼれてきた水は一旦ぐるっと周囲を取り囲むように湛水をまずしていきます。で、じわじわ田んぼの低いところから湛水していくということになります。それぞれの遊水地の中で比較的低い田んぼからですね、比較的奥にあっても

低ければ堤脚水路を回って水は行ってますので、低い田んぼから徐々に入っていくということになります。特に、小田遊水地というのが田んぼ全体が低い位置にございますので、一旦水が入ってしまえば一気に遊水地全体に水が回ってしまうというような格好になります。比較的この新居遊水地というのは山側が田んぼが高いもんですから、比較的頻度的には免れるのかなというふうには思いますけれども、ただ、一旦入ってしまえば、同じ状態でどンドン水が上がってきますんで、昨年17号のときには、この4遊水地とも中の田んぼは全部水浸しになったというような状態です。

昨年の台風で問題になりましたのは、ごみの問題でして、ちょうど刈り取りの終わった田んぼですので、コンバインによってわらが切り刻まれてました。それが全部水がはいったことによって浮き上がりまして、台風の風で吹き寄せられまして、ちょうど台風が通過しますと東風から西風に変わりますので、この田んぼの東側にべったりごみが吹き寄せられてしまったという状態でございます。加えて、上流から流れてきました材木、木材等とか、先ほども言いましたけれども、家庭のごみも含めて田んぼの中に吹き寄せられてしまったというような実態でございました。

○中谷委員長

はい、ご説明ありがとうございました。

今一連説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問あるいはご意見等々ございましたら、いかがでしょうか。

上田委員どうぞ。

○上田（豪）委員

河川レンジャーの上田です。この間この件についても、発言したわけですが、何かちょっと誤解を与えたようなところもあって、米作実収入は1反で5万程度やから、補償があるからいいやないかというような受けとめ方をされて、「いや、わしは田んぼつくりたいねんと、いや、ごみも問題や」という話もあったと思うんですけども。基本的な考え方としては、やはり自分ところの地域に降った雨は自分とこで処理するというのを基本に考えると。ただ、府県なり、国からおりてくる補助金などとの関係などもいろいろあると思いますので、一概には言えないと思いますが、基本は降った地域で何とかすると。そういう意味では、岩倉峡を開削しないでというやり方はその方向の一つのちゃんとした方向かなと。ただ、あとは、このように遊水地を設ける、あるいは森林の管理をきちっとする、あるいはそれぞれの開発に見合った調整池をつくる、また、各戸貯留をやると、こ



うというようなこととして、対策を進める中の一環としてこういうことをとらえていかないかんやろうなという具合に思います。それで、ごみが入るとかいう問題もありますけれども、その辺についての管理、それから土地を提供してくれた人への補償、こういうことは十分になされているのかというところが問題やと思います。そして、僕はこの経緯は全然わかりませんが、この場所につくるということについて、無理やり何とか合意を得たというんじゃないし、中できちっと市民の人たちがその議論の中でですね、納得しながら進めていくことが大切かなと。これは決して個別利害を護るということじゃないし、全体の利益に繋がる治水対策ということの中で皆さんが考えていただいた結果かなという具合に思うんですけど。ダムの方については、いろいろと議論があるようですけども、この遊水地の件については、この場所がいいのかどうかというのは、僕もわかりませんが、こういう施策をするということについては、非常に正しいのと違うかなという具合に思いますので、この間の誤解を解かないかんとということも含めて言っておきたいと思えます。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございます。

他の委員さん、どうでしょうか。

今、上田委員お話ありましたが、自分とこで降った雨は自分とこで処理するというのは、多分それをやればみんなうまく解決するのかなと思うんですが、ただ、こういう方策をとらざるを得なかったという地域性、今おっしゃったように、その辺をみんながよく理解して上流、下流理解していく、しておくのが必要なのかなというふうに思います。

片や、同じ金を付けるにしても、ここはそういう周りに堤防ができて水が浸かったりすることになってるけども、片や、河川改修だけで対応しようというところは、そういう自分とこの田んぼに水が浸かるという苦勞もせずに住んでる部分もこれありで。やはり今も言いましたように、その地域地域の宿命といいますか、その辺があって、また下流のことも考えながら現在で考え得る一番最適といいますか、もうやむを得ない方策であるのかなという、そういうような気がします。

実は、先ほどもお話ししましたように、桂川の上流では亀岡の方で困ってますし、琵琶湖の下流、鹿跳の上流のあたりでもやっぱりいろいろ苦勞してる部分もあるというところで、何遍も出てくると思いますが、上下流のそれぞれせめぎ合い、あるいは理解の上で、

現在考え得る最適の方策になってるのかなというふうに。ただ、それで、地元のところは、つかって困るということで、改修をされたわけではない、そういう苦労の上に成り立ってるのかなというところでしょうか。

どうぞ。

#### ○須川委員

遊水地は、地面の「地（ジ）」と書くこともあれば、保全の方から「池（イケ）」と書く場合もありますね。宮城県の蕪栗沼の遊水地の説明を聞いたことがあります、平面図だけでなく、断面図もあったので理解しやすいでした。蕪栗沼の場合は遊水地の構造が二重になって、こっち側がいっぱいになってあふれたら次にいくと、水田の微妙な高さをあらわした断面図があるのでわかりやすかったのですが、この場合もそういった表現があるとさらにわかりやすいかと思いました。

それと、木津川管内が京都府でとまっておらず三重県まで広がっているという、流域を考えたときには、上流の問題が下流まで来るという理解は、基本的な姿勢だと思います。それから、近畿地方整備局管内では、円山川の話がこの前に豊岡市の中貝市長の講演として聞きました。国交省が円山川の河川敷についてコウノトリの生息地保全の観点からこんなこともやっていると指摘される話の中で遊水地作成も試みていると紹介がありました。僕は、ある程度円山川のこと知っていますが、最近の進展は革命が起こったのかと思うようなすごいことがどんどん起こっているようで、ちょっとびっくりしました。

豊岡市長さんの視点から国交省がされてることを紹介されたわけですが、もちろん豊岡盆地は洪水の問題も深刻ですし、でもコウノトリの生息環境を保全する方向でどうするかという課題も解決しようとしているわけです。上野遊水地の話はもちろん防災の観点でお話しされてましたけれども、農業にとってもプラスになるという進め方がないと農家の人にとってはおもしろみがないわけです。蕪栗沼周辺の場合は、保全型農業がプラスになるという形で遊水地もその場所を生かしているという方向も聞いていますので、そういう可能性も探る必要があるんじゃないかなと思いました。

#### ○志藤委員

すいません、ちょっと過去のことというのが余り存じておりませんので、手短で結構ですので、先ほど上田委員から私の方2点ほど気になる発言がありまして、1つは、当初からの市民合意の件ですね、住民合意の件というなのが、現時点では一体どういうふうになってるのかということを手短で結構ですので説明願いたいのと、それと、昨年この遊水

地の方に水が入ったということですが、そこでごみの問題等発生したということですが、そのその後の管理とあるいは補償に関して、何かわかりやすいことがあるならば手短で結構ですので教えていただければというふうに思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

まず1点目の住民合意の件ですけれども、先ほど補償の話もございました。上野遊水地は、地役権と申しまして、地面の「地（ジ）」に役人の「役（ヤク）」、地役権がその当時の地価の30%で補償をされております。ですので、一応浸かることについては、住民合意を満遍なくいただいたということで、一応河川区域に指定するという事になっております。

ただ、ご指摘のとおり、古い時代に合意をいただいておりますので、営農されている方もだんだん代替わりが起きておりますので、現在の時点で農業をやっておられる方がすべて水に浸かることをご理解いただいているかという点と、わからない部分もございます。それから、ごみの問題ですけれども、当然そういうことで私どもは一部合意をいただいているということで、ごみの入ることも含めてご理解をいただいていると思っておりますけれども、やはりこれほど大量のごみが入るとはわからなかったということで、このごみの処理の問題について、まさしく真っ向から地域の皆様といろいろ議論しながら解決していかなくちゃいけない課題と考えているところでございます。

当然一部には先ほど言いましたように、この際土地を買って欲しいと思ってる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、田んぼであるところを買収して、川のようにしてしまおうと、河川管理者がそこを将来、未来永劫管理していけるのかという点と非常にこれまた大きな問題となりますので、本当に日ごろは田んぼを作付けしていただいて、いざとなったら、そういうところでどうやって私どもと一緒に物事を考えていけるのかというのが、これから本格的な管理に当たって考えていかなくちゃいけないことだと理解しております。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

少し補足を。

先ほど、住民合意の観点で、代替わりもしててという話ありましたが、多分地域の方はわからないということではなくて、やっぱり被害を受けると感覚があるんですけれども、被害がないとだんだん記憶が薄れてしまって、災害によくありがちなのですが、そういうような状況と認識しております。

先ほどいった地役権を設定しているということについては、多分地域の方々、自分の

お持ちの土地ですんで、それは重々ご承知で、かつ、ここ数年は先ほども話しがありました何回か水が入ってるという状況もありますので、意識はそんなに低くはないと思っております。もちろん先ほども話をしましたように、この事業、昭和40年代ぐらいからやり始めて、まずは地役権補償の合意という形でやっていますので、その当時の話というのは、既に30年、40年前での話になってきますので、当時のその御苦労までを肌身に染みてという方々はだんだん代替わりしてきてしまったという感じがしますけども。というような状況と思っております。

それと、あともう一つは、地役権を設定しているんで、土地自体は農家の方々が基本的に所有をしてるといようなスタイルになってるとい話です。そのときに最後に河川管理者が買ってほしいという話もありましたが、ここについてももう少し補足しますと、せっかくあるこういう平面図でも見てもらって、横断図の方がいいという話もあるけども、平面図で見てもらっても、これだけの土地があるわけです。その土地を河川管理者が河川として管理していくというよりかは、一方で有効活用ということも考えていくべきというふうに思っていて、それは、言葉を返すと、しっかり管理ができるのかという観点もしっかり見ていかなくてはいけないという観点から遊水地事業という制度になってる。いわゆる地役権という形でやっているということです。

農家を続けていくのも、個々で見ますとなかなか厳しいなという話もあって、個々の問題等々はあるとは思いますが、いかにこういうようなことをうまく続けていけるのかというところも一つ大きな課題と思っております。

その観点でいきますと、ごみの問題についても、先ほど所長が言いましたように、大きな問題があると思っております、今は地域の方々、それから地元の市とそれから河川管理者と一体になってごみを処理していくというように形を進めています。地域の方々が田んぼに入ったごみは市と一緒に出してって、ある一定のところまで出したらば、今度河川管理者の方で処分していくという形で連携しながらやっていくという形でやっておるんですけども、なかなか維持管理に要するコスト等々もそれなりにかかってくるということで、課題にはなっています。ここもやっぱり地域と一緒に頑張ってやっていくということをしていかなくてはいけないと思ってる次第です。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

どうぞ、古市委員。

○古市委員

ちょっとお伺いしたいんですけども、昨年9月の末の17号ですか、その際には収穫の後だったということで、幸いに収穫した後で、農家の方には、いろいろごみの問題とか今おっしゃってるのありましたけども、収穫前のそういういろんな災害のときの対応とかというのは何か決め事としてありますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

収穫前だと相当不幸だったと思うんですけども、一応収穫前に関しては、私どもの手立ては何もない状態です。農業共済というんですか、共済からは、手当が出るというふうな仕組みにはなってございます。

河川管理者から何か手を差し伸べてと言われても、ちょっと難しいかなと。今の段階ではですね、難しい状態です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

追加で。私東北にいたことがあって、東北でも遊水地があって、そこに水が入ったんですけども、平成10年だったかな、そこはまさしく収穫のちょっと前とかで、農業共済でもって、共済ですんで、皆さんでもって互助の輪でもって守っていくという形でやられたというのはあります。多分ここも農業共済しっかりやってるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

そうですね。共済です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

だから、採れないというのは非常に問題だと思ってるんですけど、一方で降雨というのは天災でもありますんで、そこをみんなでどういうふうにやっていくのかという仕組みというのは、我々だけじゃなくて、いろいろと他省庁も含めて考えていくべき課題なんじゃないかなと思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

ごみでも共済を支弁していただけないのかということをお大分検討したんですけども、やっぱりごみはだめだということでした。

○中谷委員長

ごみといっても先ほど説明がありましたように、稲わらを刻んだやつとか、その辺は多分初めこういう方策でいこうといったときに、多分あんまり想定しなかったことなのかな

という気もしますし、なおかつ昨今ですと、川にビニール系のごみが捨てられて、困るといふこともあり、いっぱい混ざって出てくるということやって、何かそういう経験をふまえつつ、共済がどこまでいけるのかみたいなのところも工夫しつつといふところなんではなかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

まさしくそうで、先ほど話しありましたように、地元の市とも連携しながら、大きなごみは誰が取る、小さなごみは誰が取るとか、どうしても残る分については、田んぼに鋤き込んでもらわなきゃしょうがないというような場面もありますので、そこはタイミングとか規模にあわせていろいろ調整していくのかなといふふうに思っています。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ、上田委員。

○上田（豪）委員

今の議論のベースになってるのが地役権として30%補償したと、こういう話ですけど、議論として地役権からいって、非常に専門的なことで、わかりにくいと思うんですけども、地役権の地価の30%をはじき出した根拠ですよ、他に事例があるからとかそういうことをよく行政ではそうなるわけですけど、そうじゃなしに、ここはほとんど田んぼで、稲作であれば利益は5万円と。一反で5万円。それで向こう100年やったら100年で計算して500万円。それから、迷惑料ですよ、それをやらないかんし。それから、今先ほど僕はちょっとこれ不勉強で知らなかったんですけど、ごみの問題の処理とか、そういう新たな労働が生じるわけですから、そういうものを積算した上で、それがこの30%に満たないといふことだったらそれでいいだろうし、いいやろうしといったらおかしいけども、それを越えるといふことであれば、ちょっと具合悪いと思います。

で、不利益が生ずることの補償をきちっとしてるといふ形で数字で説明すれば、非常に皆さんわかりやすいかなと思うんですけども「地役権払ってるで」といふだけであれば、手続上の問題みたいな格好で我々は聞こえてしまうので、根拠が明確であれば、ちょっと教えてほしいなというのが一つと、それから、先ほど地域の水は地域でと言ったのは、自然的にできた地形ですので、その地形に合わせて都市計画も含めてするべきで、下でこんなことするから、おい、そこ開削せいとか、あるいは狭めろとか、そんなことはやっぱり具合悪いといふ具合に思います。そういう意味で上と下の対立といふのは、今ある地形

のところへ人が住んでいったということを前提にして、今の人口、人口増、あるいは土地利用があると。それから生じてきたいろんな問題の解決がこの治水対策ということでもあるわけです。私の言ったのはそういう意味を含めてということでご理解願いたいなと思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中村）

よろしいですか。

私、実は、その4つの遊水地の一番最後の遊水地の木興の遊水地の買収するときちょうど副所長でおりまして、最初の事業説明から用地買収の単価の交渉までずっと一緒させてもらったんです。もともと4遊水地全部地役権30%、今ちょっと根拠は覚えてないんですけども、買わしてもらって、そのときから、一番気になってたのは、先ほど委員から話があったごみの問題です。ごみの問題もそのときからどないするんやという話をさせてもらって、先ほどは所長が申しましたように田んぼの中はやはり持ち主ががちゃんとやってねと。で、あと、道路とかそういうところがあるんで、そこの部分に持ってきてもうたら、私らはそこが管轄なんで、ゴミを運ぶというようなことで、そういうところまで、いろいろ議論しました。それから、あと、農業共済の話も、もちろん、そのときからさせてもらってます。土地を全部買ってくれという話も、やはり当時から出てます。その田んぼを使って、そこで米の収益があって、そこで町として成り立ってます。、前からずっと田んぼを耕作されているわけです。仮に我々が土地を全部買収しても、結局それは野原になったりするわけです。、現状として今、田んぼで使われているんで、そういう利用形態を含めて、地益権を買わしていただきたいと。、浸かる範囲として、最終的にはもともと500haのものを250haまで押し込みます。、あとは浸かる頻度も実は越流堤をつくると、所長が申しましたように、確率的には湛水頻度が減るんです。今は現状が開いてるから自然に水が入ってきて、毎年1回程度浸かるというようなことになるんですけど、越流堤ができればもう少し湛水頻度が減るんです。ですから普通、田んぼ以外あんまり利用ができないわけなんです。そこに家建てるというわけにはいかないわけなんです。そういうことで我々としては地役権で補償させてもらったというようなことです。

当時の記記憶からちょっと補足させてもらいました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

補足の補足をいいですか。

上田委員のおっしゃる2つの話は、両方ともおっしゃるとおりだと私は思っていて、地役権の話については、先ほど根拠の話がありましたけれども、こんな感じの積算資料なんですというのは、当時もいろいろはじきながら考えておると思うのですが、今持ち合わせないんですけれども、多分その話をずっとしても、払ってるから、明確になればなるほど、これだけ払ってるからいいやんけという、それだけの話にしかなくなってこないんです。土地の価格というのは、その時期時期によっても変わってきて、例えば、昔買ったものについても、新しく何年かしたらば、開発されたら思いっきり土地の値段が高くなって、そのときに損した、得したというのは、実質あるかもしれないですけれども、その話を蒸し返してぐちゃぐちゃやるよりかは、今の課題をどういうふうにみんなで解消していくのかということを考えていくべきだということを上田委員はおっしゃったんだなというふうには私は思っています。

それが1点と、あともう一つの上下流の話についても、基本は、上田委員がおっしゃってた、これも私個人的な感覚ですけれども、そのとおりだと思っています。その地域に降った雨というのをその地域でできるだけ解消したいということが基本で考えていくのかなと思ってるんですけども、それでできない場合が多々ある。それは、川は上から下までつながってるんで、そうすると、上流と下流でどういうふうに考えていかなきゃいけないのかというのが、治水の考え方であって、基本一番初めに考えるべきは、その地域で何かできないのか、その地形をふまえた形を何かできないのかということを考えていくということが治水の基本的な考え、それを踏まえた上で、上と下もつながってるんで、上下流でどうするのかということを考えていくというような発想なのかなと、私はそんな感じで今のポストで仕事をしてるということです。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございました。

実は、議事に載ってないテーマでもう既に1時間近く経ってしまいましたので、今ほどのお話、その辺に凝縮されるのかなというふうに思いますし、確かに土地の値段とか何かスタートした時点で米を作ったときの米の値段と今の米の値段とか、いろいろ考える要素はいっぱいあるかと思しますので、一旦この上野遊水地説明いただきましたけれども、これぐらいにさせていただいて、次の議事に載ってるところのテーマに移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。



## 2. 議事

### 1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

#### ・人と川とのつながり

○中谷委員長

それでは、人と川とのつながりというところから、事務局の方から説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 竹田）

それでは失礼いたします。琵琶湖河川事務所の所長の竹田でございます。

続いて私の方から資料のご説明の方、させていただきたいと思います。その前に、まず、参考資料－2を見ていただきまして、全体のおさらいですけれども、参考資料－2、A3のカラーコピー1枚目のところになります、今回は1ページ目の人と川とのつながり、それから、河川環境、河川環境は裏面続いてまして2ページと。それから最後4ページ目のところに移って、利水と利用ということで、この部分について議事次第のとおり順番にご説明をさせていただくという予定にしております。

まずは、最初に人と川とのつながりということで、この部分については、日常からの川と人のつながりという部分と洪水災害時のもの、それから上下流の連携ということがありまして、この中のうちの日常からの川と人のつながりということで、この中から河川レンジャーの進捗状況ということで抽出して資料の方はご説明させていただくという予定にしております。

それで、資料－1の方移っていただきまして、表紙めくっていただいて、今ご説明したとおり1枚目のところは日常からの川と人のつながりということで、河川レンジャーの進捗状況ということで、選任システム・在籍人数、それから住民団体等との交流内容・回数ということで資料の方、ご説明いたします。

まず資料2ページですけれども、河川レンジャーとはということで、これについては、目的として、行政と住民との間に介在して住民が河川に関心を持つような活動に取り組む、それから、個別事業の検討段階における意見聴取を行うといったようなことを行いまして、人と川とのつながりを深めるということが目的とされているところです。そのための役割として、その下に例示されておりますけれども、住民と行政をコーディネートするという、さまざまな取り組みの指導的な立場、あるいは地域の情報や知識に詳しい存在であるというようなことで住民と行政をコーディネートしていく、それから、自らの意思、それから責任のもとで活動するという、河川管理者の代理人ではなく、そのような

自立した活動を行っていくということ、それから、川の管理、信頼関係の構築ということで、住民と行政が日常的な信頼関係を築く、あるいは、住民と行政との橋渡し役になるというようなことを河川レンジャーが担っていくということにしております。

このページの右側につきましては、各河川でのこれまでの取り組みということで、平成15年に流域委員会において河川レンジャー制度が提言されたということで、これが整備計画の基礎原案に位置づけられまして、そこから始まっているということで、それ以降の取り組み状況について、緑色については淀川、それから赤色で琵琶湖、黄色で猪名川、木津川上流が青色ということで、それぞれについて平成15年から22年までのこれまでにについてそれぞれどのように取り組まれてきたかというのをまとめさせていただいております。

続きまして、では、どのような活動をしてるのかということで、河川レンジャーの活動についてお示しをさせていただいてるということで、中央の上の部分ですけども、活動の特徴ということで先ほどの役割で申しましたとおり、自らの得意分野を生かしていく、それから活動計画に沿って活動していく、また、それについてはさまざまな活動に取り組んでいくということで、防災に関わるものであったり、川の管理であったり、あるいは、環境保全に関するそういった活動であったりというようなことで、さまざまな活動を行っているというのをそれぞれ例示させていただいております。

ここから、4ページと5ページについては、各河川での取り組みについて具体的ものをそれぞれ取り上げさせていただいてまして、左側は琵琶湖について、右側については淀川管内についてお示しをしております。琵琶湖については、こういった形で住民と行政との協働の草刈りということで、それぞれ意見交換会ということで琵琶湖の河川レンジャーでは住民と行政が連携、協働する場をつくるということで、この協働草刈りということを提案し、これらについて意見交換、あるいは実施に当たっての調整を行ったというもの。また、下については、同じように、安全点検の部分で同じように実施と意見交換会を行ったというものを例示しております。

それから、右側、淀川管内につきましては、これは、三島江地区でこの高水敷の切り下げ工事を行うという中で、その工事後のモニタリングを行っているということで、この整備に当たっては、利用については制限をかけていたわけですがけれども、住民の方からは利用について要望されたということで、それらについて河川レンジャーが地元住民と行政の間に入りまして、意見交換会を開催したというものでございます。そういった中で、エリアがそこ、下の図でⅠからⅢエリアということになってはいますが、1つ目が一

番陸側の部分については、自由な利用できるエリア、中間の部分については、制限を受けた利用のエリア、それから、利用を、立ち入り等を禁止するエリアということに分けまして、単に制限、利用ということだけでなく、行政と住民との両方の意見が成り立つような仲介を行ったというものでございます。

次のページにつきましては、左側が木津川上流、右側が猪名川ということで、木津川上流では食文化の学習会というものを開催しまして、この中で合わせて木津川の舟運であるとか、あるいは木津川の川魚漁ということで、そういったものについて学習を行い住民の方に川についてよく知っていただくということに取り組んだというものです。それから、猪名川につきましては、こういった形で毎年水辺まつりを行っているということで、地域住民の方が河川に関心を持ってもらう活動ということで、体験コーナーであるとか、展示ブース、あるいは外来種の展示や説明を行いまして、地域住民の方に川についてよく知っていただくという取り組みを行っているという事例でございます。

こういった形で河川レンジャー取り組みの方を行ってきまして、まず河川レンジャーの選任システムということで、ここで改めて説明しておりますけれども、ホームページ等で一般から公募を行いまして、その公募された方について河川レンジャーの代表者会議等でその審査を行うということです。その場で選任された方については、事務所長等により任命されて、そういった経緯をたどりまして、河川レンジャーが選任されるということになっています。下の図は、これまでは河川レンジャーの在籍人数ということで、平成19年から23年までということで、徐々に人数の方は増加してきまして、近年は横ばいという状況でしたけれども、河川レンジャーの任期等があつて、若干減少というところもあります。それから、下に移りまして、交流内容、回数ということですが、こちらについても河川レンジャーのニーズが増えるにつれて、徐々に増加ということでしたけれども、河川レンジャーの交代などによりまして、近年は少しその活動が回数としては減少しておるといふところでもあります。

こういったことで、右側、点検結果のところについては、これまでご説明したものを記述させていただきまして、まとめといたしまして、さらに交流の機会を増やしていくような取り組みを行いまして、河川レンジャーが住民と河川管理者の橋渡し役になるような活動を今後も続けていくということにしております。

まず人と川のつながりの部分は以上でございます。

○中谷委員長

はい、ご説明ありがとうございました。この委員会の中でレンジャーさんの占める割合は非常に高いものがありますので、皆さんそれぞれ経験からご発言、ご意見等々多々あるかと思っておりますので、まずどなたからでも結構です、どうぞ。

はい、どうぞ。

○安満委員

亀井委員、上田委員、平山委員には失礼を承知の上でちょっと話しさせていたいただきたいんですが、私、この河川レンジャーというものをこの委員会で初めて知りました。それで、それを地元で検証した結果、やっぱり活動が見えなかったんですね。で、インターネットでいろんな拝見したら、すばらしい活動をされているんですけども、それも川の流れということですから、上流から下流、猪名川で言いましたら、猪名川町川西、伊丹、尼崎、各市町村でいろんなイベント的なことを開催したらもっとすばらしいものになるんじゃないかと考えているんですが、ちょっとまだ今のところ私には地元では見えてないというのが実態なんです。

○中谷委員長

どうぞ。

○亀井委員

安満委員が猪名川のあれなので。猪名川河川レンジャーの亀井です。先に申し上げておきます。私も河川レンジャーになって今年の8月で2年なんですけど、なるまではほぼ毎日川に出ておりますが、河川レンジャーになるものの存在と意義は知りませんでした。あるところから、公募ではなく、一つの活動が終わったので、レンジャーになってくれと。そのときに大分質問したんですけど、なってみたら全く中身が違ったというのが今のところ実感です。

それと、各河川のレンジャーの方々と猪名川河川レンジャーの有り様は全く違いますので、それは他の河川のレンジャーの方にお聞きしたいんですが、おのおのの自分のやりたい分野とそのエリアの河川レンジャーが一つのものを目指してるというところのと2つ並行してやって活動していらっしゃるんですか。ちょっとその辺が全然猪名川におりますとわかりませんので、去年からは淀川の方にも私できるだけ講座を受けたりして出てきますので、猪名川レンジャーの違いが少しだけわかってきたんですが、逆に言うと、琵琶湖は琵琶湖、琵琶湖にも参りました。上田さんにも会いましたが、各レンジャーの方がその、琵琶湖だったら琵琶湖のレンジャーとしてみんなで協力する、やるものと、それぞれ

の分野で単独でやってるものと、2つを同時にやっておられるんですか。その辺ちょっと情報不足なのでお聞きしたいのと、まさに安満委員がおっしゃったみたいに、猪名川レンジャーの場合は、情報が偏ってますので、活動がわかってる人はすごくわかってるんですが、影響がないところには全くというのが私も中にいて、実感です。

○平山委員

琵琶湖河川レンジャーの平山です。今の亀井委員の質問にお答えすると、琵琶湖では現在7名の河川レンジャーがおり、それぞれがそれぞれのテーマとエリアで活動しています。その活動は一人でするものもあれば、他のレンジャー2、3人で協力しているものもあります。それとは別に随時協力して全員で活動するものは、今ないと思います。例えば他の活動との交流会やフォーラムなどの場で活動を発表する場合や、一時的に協力する、知恵を出し合うということはありませんけれども、定期的と一緒にしている活動はありません。

こういうお答えでよろしいでしょうか。

○亀井委員

そうしますと、琵琶湖レンジャーとして固定の事業をずっと踏襲していくようなものは今の段階ではないと、それぞれレンジャーが変われば、その都度新しいものが生まれてもよいという土壌ですか。

○平山委員

はい、そうです。活動はレンジャーそれぞれの興味、関心で進めるものですので、新しいレンジャーが来たら新しい活動が始まります。ただ、レンジャーが退任する場合はもちろん地域や行政の方々とのおつき合いの中でしているものですので、できるだけ現レンジャーでフォローするような形をとっています。そのために、今琵琶湖では、河川レンジャーチーフというものを試行しておりまして、チーフがその情報の引き継ぎですとか、フォローを頑張っているという状況です。

○亀井委員

ありがとうございます。それと、この交流、行政と人をつなぐ、人と川をつなぐものですが、この回数の中でわからないのは、行政寄りの意向を人をつなぐために動いたのか、川に近付いた人たちの意向を汲み上げて、行政とつないだ、この回数だけでは全くわからないので、その辺も、どうですか。バランス的には。

○平山委員

ここに上がっているのは、琵琶湖だけではなく、全体の数字だと思いますが、琵琶湖で

いいますと、今正確にはぱっとわかりません。というのは、もちろんきっかけが行政の方からもありますし、地域の方からの関心で進めるものもあります。ですので、それがそれぞれのレンジャーによって違うということと、交流の規模も、年間に実施する回数も、対象も全然違うということで、今7名分を全部を正確に把握していません。すいません。

#### ○亀井委員

多分、こういうカウントのとり方というのは、わかるようであんまり参考にならないと。こういうカウントの1回にしる、半年の準備で行える場合もありますし、ただ、1日2日の準備でできることもありますし、レンジャーになれば2年かかってやっと形になるということもありますので、余りカウントされたら、これはレンジャー活動の活発化どうかと見るときに、余り、実際やってる人間としては参考にならないというのが今回この資料を見て感じたんです。ありがとうございました。

#### ○上田（豪）委員

淀川の上田です。今、1つ目に個々のレンジャーでやる活動と協力してやる活動があるかという話なんですけども、地域地域によって協力してやってるところもあります。何がそうさせるのかということなんですけれども、やはりその川の事情があると思います。課題があれば、連携してやらなければいけない課題があれば、みんなでやるだろうし、いや、川に親しむ活動だから近所の子供たちと一緒に川に入っていくんやと、別に連携しなくてもできるし、というようなことがあると思います。問題点や課題解決であれば、その1ポイントだけの話であれば、それで済みますけれども、例えば木津川なんかだったら今連携しながらいろいろな取り組みをします。それぞれの場所のその川のいい川づくりをしようということで。淀川ではみんなで実行委員会という話し合いをもち、自主研修などをしてます。淀川の河川レンジャーは、河川レンジャー事業の運営とか、あるいは運営の一つであります河川レンジャー講座ありますね、この講座を受けて、プレゼンテーションで「私はこんな活動をしたい」という意思表示をした上で、選任を受けるわけですけども、そういうことも含めた運営のいろんな場面で参画加しながら運営していくという手法をとってます。だから、一つずつのイベントだけじゃなしに、レンジャー制度の運用そのものもレンジャーが担っていったらという意味では、全国的には注目される取り組みじゃないかなと思います。

それから、個々の取り組みですけども、当初はやはりこの数字には表れないんですけども、川に親しむとか、川を紹介するとか、こういう活動が非常に多かったですね。そ

れしかわからないというのがあったと思います。既にそれぞれの支川とかで川づくりの経験をしてるレンジャーもおりましたので、そういう人たちはその問題点を提起しながらみんなに市民と一緒に協働するという事の中でその川をよくしていくために市民が果たせる役割は何やねんと、住民が果たせる役割は何やねんということの中で、府県なりと河川事務所と、あるいは市町村と、協力しながら何かやっていこうと、こんな取り組みに一部なっていた。最近、何年もやってるうちにイベント屋ではあかんやないかというような話も出てきた中で、いい川づくりに集約していけるように、今は観察会して、川のファンを増やすとか、あるいは問題点をきちっと把握してもらうために川に連れていくとか、あるいは過去の歴史も知ってもらわなければならないから、ということで、いろいろ歴史めぐりもするし、それから防災の取り組みにも協働の取り組みって、どんな防災の取り組みがあるんやろうというような、そういう取り組みもするという事の中で、淀川をいい川にしていくなために、流域全体を対象とし、さまざまな取り組みが今されてるとというのが淀川です。

ただ、今亀井委員が言われたように、この数字だけではわからないというのは確かにそうですね。この平成20、21年、このあたりは、淀川100年関係のイベントもたくさんありましたので、そういうこともカウントされてるということもあります。ただ、感覚としては、だんだんだんだんね、淀川の中では充実はしていったということがあつたのが今の現状ですね。

それと、課題ですけれども、やはりその、いろんな問題点があるんですけど、今課題の突破口として出始めてるところがあります。ここに紹介されたような三島江の取り組みありましたね。これは、まさに順応的管理ということで国交省がつくったんですけども、立ち入り禁止やでということにしたら荒れてしまって、水の上がり下がりがない、水位の上下がない中で、段階的にワンド、たまりみたいなのをつくったわけですけども、期待された多様な環境ができたんかというたら、そうでもなかったということの中で、そこを市民にも解放してくれというような話も出てきたし、いやいや、野鳥の会はそんなんあかんよというような話もあつた中で、レンジャーが関わりながら、ここをどういう具合に「いい川づくり」として進めていこうかということで取り組んでいます。これは前へ進んだ一つのいい事例やと思うんですけども。あるいは木津川の上流の方では、河床低下が起きてます。河床低下が起きるということは、砂州にあるワンドの水がなくなってしまって、水の無くなったワンドでは、そういうような河原は干陸化してしてしまつて、いろいろ影響も出てくると。これを解消するには、どうしたらいいねんというようなことで、最初は魚

獲りとか、そんなことを一生懸命やられてたんですけども、今はそういうことと関連させながら、子供の観察会などでも、子供らにも訴えながら取り組んだり、それから自分たちでワークショップしながら方向性を見出すというようなこともやっています。ところが、これが全体に広がってるかというたら、まだ広がってないというところがあります。そういう意味では、僕の持論なんですけれども、国交省の方で、規模が大きくても小さくてもいいですので、地先の整備だけでもいいし、あるいはもうちょっと広い整備でもいい、河川整備計画に定められた、あるいはこれから計画される河川に手をかける話でもいいですから、やはり市民参画ができる、住民参画ができるそのようなステージを河川レンジャーと府県、それから市町村、それから当の管理者である河川事務所、こういうところが一緒になって市民参画のステージを作ってそこで話をいろいろしていくということが必要です。

「いや、もう決まってるから工事したらいいねん、河川整備計画で決まってるやつ進めたいねん」ではなしに「1年かけて進めたいんやけど、遅れてもいいから、きっちり市民の人と話をしていく」という姿勢を示すことが必要かなと思います。これはなぜかという、非常に重要なところなんです、そうすることによって、やはり自分が手をかけた川になるわけですね。俺の川、わしの川になるわけです。そうすると、ちょっと不具合があったら、「国交省やってくれ」というのと違って、「俺らもやろうか」と、「一緒にやろうか」という話になってきて、これがあって初めて川と人をつなぐ、川と地域をつなぐということになると思います。そうなってくると、維持管理はもちろん、その維持管理というのは、清掃、掃除だけしてくれという話だけじゃなしに、治水も含めた大きな視点での河川管理に住民が新たに登場していくという、そういうことにつながるのと違うかなと思います。そういう意味では、前も言いましたけれども、こういう計画当初からの参加、あるいは施策の決定過程での参加、ほとんど決まってもうて、もうどうしてもやることないってことであっても、どこかでそのことの掘り返しながら合意を求めるといって、合意形成過程への参画が非常に求められていると思っております。そのためには、河川レンジャーをもうちょっと増やしてほしいというのが私の結論です。

以上です。よろしく申し上げます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。今上田委員からお話がありましたが、事務局の方から何かありますか、今の。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 森川）



淀川の所長の森川でございます。河川レンジャーの活動は事務所によってそれまでの議論を踏まえて、姿を変え、やり方を変えやってきましたので、違うかと思えます。

淀川のレンジャーに関しては、上田さんの方からいろいろお話がありましたけれども、基本的にはその各レンジャーさんがその年の活動計画というのを出されて、それに基づいてやっていただくということなんですが、やはりレンジャーさん全体で皆さん一緒にやってもらおうということありまして、それは、先ほどもありましたように、新しいレンジャーさんの発掘といいますかね、参加してもらうための講座をやったりという、新しいレンジャーさんの発掘作業です。あるいは、運営をどうやっていくかという、やり方をご議論いただくとか、それともう一つ、そのレンジャーそのものをPRするような、京都の環境展があったら、そこにレンジャーさんが行って、何かこんなことやってますよとPRとか、そういうのはレンジャーの皆さんでやっていただいています。

あと、行政の側からお願いしてるというのは、例えば、前回治水のときにお話ししました桂川、大規模に掘削をするので、その前に地域の意見を聞きたいということで桂川に関するレンジャーさん方にも入っていただいて、それぞれの川に関する知識をお話しいただいたり、議論に参加いただいたりということをしていただきましたし、あるいは、活動計画の中で、こういう活動を、やってもらえばどうかなとかというのがあった場合に、例えば、自治会レベルでハザードマップを住民自ら作っていくというのが最近重要になってきているということもありまして、そういうことをどこかのレンジャーさんがどこかでやってみませんかというのをお声かけしたりとか、そういうことでお願いしているようなことはありますけれども、基本的にはレンジャーさん方が、それぞれ自主的に活動計画をつくられているということだと理解しております。

○中谷委員長

古市さんどうぞ。

○古市委員

上田委員の先ほどのお話、まことにそのとおりだと思うんです。自分ところの地域の中のやってる河川を地域で見っていくというのが一つだと思うんですよね。そういう中で、今も話になりましたけれども、今のレンジャーさんが、例えば淀川とか琵琶湖とか猪名川とかあるいは、木津川とかというふうに事務所ごとに活動しておられるように、私ちょっと間違ってるかもわかりませんが、な感じがします。そういう中で、もう少し、例えば、支川のそういう地域の川、琵琶湖に入る川、あるいは淀川に入る川、あるいは木津川、猪

名川に入る川ですね、そういう中での活動には、やはりその国だけではなく、県とか市とか自治体とかと一緒にやっていかなければ、地域の川というのはなかなかうまくやっけないんじゃないかというふうに思います。そういう中で、もう少し県、市、あるいは自治体というのを連携をとって、それは事務所もやっていただければというふうに思っております。

○中谷委員長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○安満委員

交流会等ですね、これはどのような広報活動してるのか。いついつやるというのはやっぱりインターネットでしか閲覧できないのでしょうか。河川等交流会、勉強会。

○上田（豪）委員

取り組みですね。河川レンジャーの取り組みのアピールはどうしてるんだと、宣伝というんか、アナウンスはどうしてるのという話ですね。

○安満委員

そうです。

○上田（豪）委員

淀川の方は、一つは、河川レンジャーニュースというのがあって、毎月かなりの数出ますね。その中に、向こう3カ月なりの各レンジャーの取り組み、日程とおおよその中身が出てると、こんなことがあります。それから、「水が語るもの」の機関誌に載せてもらってる人もいます。それから、各市町村の広報に行政と取り組んだら載るし、そうじゃなかったら、そのような市民活動のコーナーに載ると、こんなこともして人を集めている。それから、私は、事務所に頼んで、ここに看板立てていいかというて、私の活動範囲に10何枚のA2のベニヤ板の掲示板を作ってまして、それに合わせてポスターを、通る人に見てもらえるように、あんまり来ないですけども、そういうこともやってますし、それから、一番大きいのは、チラシを各レンジャーが作って、事務所と一緒に作って、これは河川レンジャーの事務局に非常に御苦勞していただいて、本当は河川レンジャーで全部せないかんようなことまで一緒にやっていただいています。それを地域にまくなり、置くなりしたり、あるいは口コミで募ります。ただ、全体的な意見を聞くと、やはり口コミというのが一番よく集まるということのようです。気持ちとしては行きたくても、ちょっとがあれば集まるというのが多いように思います。

○亀井委員

今上田レンジャーの方から看板、河川で看板を立ててるということだったんですが、それはどういう費用でやっておられるんですか。

○上田（豪）委員

ものによっては、出張所に行って、コンパネちょうだいと言って、あるいはいろいろ注意看板など作られておられるので、角材をもらって、自分らでつくったり、あるいは古い看板をもらってきて、上塗りして使って垂木でガードレールやとか転落防止柵とか、そんなところに結びつけてやってるということです。自分たちでつくったやつもあります。

○亀井委員

その看板については、淀川河川レンジャーという名前は必ず明記されているんですか。

○上田（豪）委員

看板には何も書いてないですけども、ポスターにそのような明記してあるので、わかります。看板は本当まに木がこう立ってるだけの簡素なものです。

○亀井委員

私も活動してる中で、出張所の方からやってることを看板立てていいよって言われたんですが、全く無給レンジャーですので、立てていいよって言われてもって思いますし、自分たちでできる範囲で絶対安全だなど思う方法でやって、すごく怒られたことがありまして。河川にあんまり看板が立ってるというのもあんまり景観的には、ある一定のその役目を終えたときに、景観的にはよくないなって思ってますので。そこのエリアをこういう作業をこの期間入ってますという呼びかけ看板の間はいいですけど、延々とその看板が立ってるというのも。

○上田（豪）委員

それはない。

○亀井委員

河川景観上はよくないなと思ってますので、ちょっとその辺も含めて。ありがとうございました。

○中谷委員長

今、レンジャーさん中心にいろいろ意見なりをいただいていたのですが、それぞれ淀川の場合、猪名川の場合、琵琶湖の場合とかいろいろ違うと思いますし、僕は琵琶湖のレンジャーさんの方のちょっと側面から見てたというのがあって、やっぱりレンジャーさん、

川とのかかわりの中でこういうことをしたいですとって手を挙げてレンジャーになられて、その活動を続けてられるというところがあったかなと。そういう活動だったかなというふうに思うんですが、片や整備計画にも書かれているとおり、まさに今議論している人と川とのつながりをというところで、河川管理者の方からも結構期待のところというところが大きいと思うんですが。猪名川の方では、先ほどご紹介がありましたとおり、イベント、水辺まつりの開催ですとか、そういうところを先ほど資料6ページには書いてますけども、猪名川の方の個々のレンジャーさんの、自分はこういうことしたいとか、その辺のところは、亀井レンジャーさんどんな感じなんでしょう。

#### ○亀井委員

私がまだ1年半ですけど、猪名川レンジャーを7年経ってるようですが、説明するのには、説明しづらい。最近猪名川レンジャーがどういうふうに7年来たかというのがごくごく最近やっとおぼろげにつかめただけで、よそのレンジャーの有り様は、自分がやりたいことがあって、名乗りを上げてされてるので、初めから明確にやりたいことがあって、それをレンジャーとしてというすり合わせのためにレンジャー活動を始めたときに、その形がどんどんレンジャーに見合うような形に変わっていったり、盛り込めていったりすると思うんですけど、私の1年半ではちょっと猪名川レンジャーの説明の適任者ではないと思います。申しわけありません。多分、安満さんが今まで感じておられたレンジャーとここへきて初めてわかったというのに近いような、1年半いてましても、近いような感覚でありますので、何ができるかもわかりませんし、何をしたいというのは、初めからあったんですが、逆に言うと、何ができるかというのはいまだにわかりません。すいません。正直な感想です。

#### ○須川委員

今回レンジャー活動の話を知って、まず近畿地方整備局が、淀川流域で独自にできた制度というのをちゃんと認識していなくて、全国的に河川法改正か何かがあって上から降りてきたしくみかと思っていたがそうじゃなかったとまず認識しました。

出先の河川の出張所に行くと、2階などのスペースに河川レンジャーの方の活動の場があり、出張所の担当の方も、以前は通じにくかった話が、かなりその方々と接しておられるので、何か方向が変わってきたなという印象は持っていました。

それから、私は以前から淀川の43kmから44km付近の宇治川のツバメの集団ねぐらの観察会にかかわっています。毎年7月8月になると、土日ともなると多くの団体の方が観察

会をしています。幾つかの河川レンジャーの方が必ず観察会しておられます。宇治川だけじゃなくって桂川からも来ておられるし、時々私が講師として手伝ったりとかしています。今までも別の団体がやってたものに対して、さらに河川レンジャーというチャンネルでもいろいろやっておられる。河川レンジャーのチャンネルですごく多様な課題について経験を蓄積しておられるのはわかるのです。

で、それらの課題は、担当するレンジャーさんいなくなったら消えてしまうんじゃないくて、1回でも経験されたら、やっぱりその地域の課題として残っていくもんだと思うのですね。だから、たまたま、その課題は今はその担当の人がいないから、続いてないかもしれないけれど、でも1回でもやったのならば、記録としてオーバービューできたらいいなと思います。

例えば、その先ほどの地域は23kmから24kmの、淀川の三島江ですか、はい。例えば、そこはずっとそういうレンジャーの活動が続いているとか、43km～44km地点では、7月や8月には、河川レンジャーがよく観察会をしていますとか、そういうマップ化された情報があると、そこへ行くと河川レンジャーの活動が見えてくるといふ、何かそういうものとして蓄積されてくると、どこにいるんやという話はなくなるのと違うかなと思いました。もちろん地図では切れない活動もしておられるとは思いますが。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。はい、平山委員どうぞ。

○平山委員

この委員会のお仕事である事業の進捗点検ということで、申し上げますと、今挙げている進捗状況の人数や交流回数に違和感を感じ、やっぱり制度の成果として合わないように思います。現段階でこういうふうにはしか出せないということも理解はできます。ただ、できれば、進捗結果のところ活動において、何と何をつないだのか、連携した活動があれば、その連携した相手はどういうふうな変化があったのか、意見をどれぐらい集めたか等活動した、つないだ中身がどうだったのかというところを少し文章で盛り込んだ方がいいのではないかなと感じます。

あと、もう一つ、これはそれぞれの河川によって制度が違うんですけども、制度と言っている以上は、制度を試行し、見直しをしている機関があると思います。琵琶湖には、制度運営委員会があります。その機関が制度として琵琶湖の河川レンジャーがどうあるべきかということを検討しています。それぞれの河川においてレンジャー制度が今どういう

状況で、どういう課題を抱えていて、どういう成果を出し得ているということを、評価として示した方がいいのではないかと思います。それによって、他の河川での活動を知り、私たち河川レンジャー自身も参考になりますし、それぞれの制度を考える上で、必要なことだと思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。今この委員会ではその進捗点検ということで、先ほども冒頭説明がありましたA3のところには回数なり人数を指標にしているところがありますが、それは、今平山委員の指摘がありましたけども、例えば、文章でというのもあれですし、資料としては増えてしまいますけど、ここにこういう取り組みがありましたねというところをずっとレンジャーさんのそれぞれの目標といいますか、やりたいところが違うのであれば、それだけの数が箇条書き的にいろいろあるということがあって、その中で多分またレンジャーさん同士の、この部分やったら同じようなことやってはるねというようなところもあったりというのも整理できていくかもしれません。お話を聞いてて私ふと思ったんですけども、例えば、取りまとめのそういう数値的な背景として、例えばその淀川筋にあるいは琵琶湖も含めて木津川、猪名川、あり、その、例えばえ、川筋のところ、レンジャーさんがどの辺をフィールドにしてはるかということを示し、例えば、それは主に環境的なところがあれば何かこの色をそこにつけようかとか、何か防災的なこともやってはるというのは違う色をプロットしてみようかとか、何かそういう図面に点々が散らばると、こういうところにはこういう影響を与える、影響というたら変な言い方ですけど、地域にとって、こういうお話が広がる拠点になってるみたいなのところも見えてくるんと違うかなと。要は、何をしてるかを色分けすることによって、ここではこういう取り組みなんですよね、みたいなのところも一つ、その指標とあります回数、人数をちょっと補強するような意味でも、何かそういうところができるといいかなと思いますし、さらに言うと、何かそういう、プロットできた円がその周りの、例えば町内会に幾つぐらい話が広まったでということ、円の大きさを変えてみるとか、絵の大きさを変えて見るとか、そういう何か二次元、三次元的な川の横でいろいろ頑張ってもらってるところが一目瞭然にわかるようなところもあったりするのかなということもふと思っておりました。

あと、レンジャーさんそれぞれ活動いただいて、御苦労いただいて、こういう場所ですので、河川管理者、違う課のことはこう聞いたけど、今私のレンジャーやってるところのことはこうしてもらった方がいいんじゃないかみたいなようなお話があればいい機会

ですので。レンジャーさんに限りませんが、委員さんからもお話しいただければいいかと思いますが、どうでしょうか。

はい、どうぞ。

○上田（豪）委員

淀川の方はかなり重層的な取り組みをしてると思いますので、淀川からの要望じゃないんですけども、ご紹介しておきたいと思います。

報告書、これにも載ってるんですけども、あるいはこっちの今日の報告書にもあるんですけども、河川レンジャーの代表者会議というのがありまして、それから、運営会議というのがあります。運営会議というのは、出張所単位で河川レンジャーと河川管理者、関連の市町村、府県が、あるいは、地域から学識経験者として選ばれた人が何人か入っての会議があります。そして、それでその場で今言われたような、来年はこんな計画で活動するんやでと。いつごろに実施する。計画段階はその辺でこんなことをする。規模はこんなんやと、というような計画を年に数本、あるいは10本の人もおりますし、そういうのを出します。そこで承認を得ます。そこで承認を得た活動は、河川レンジャー活動になるわけで、それに対するさまざまな市町村なり河川事務所、河川管理者の支援がそこであると。こういう構造になってます。それから、年に2回、上半期、下半期の半年間の活動の報告をして、そして、アドバイザーや委員から意見をいただいて、新たに改善しながら、次の年度の活動に進むと、こういうような形になってます。それから、代表者会議というのがありまして、これは各出張所単位で、運営会議がありますよね、その運営会議から運営会議には、代表者という人が必ず一人います。その人が代表者会議に出ると。それから、それぞれの出張所ごとに、その中の代表河川レンジャーというのを決めてますので、各出張所ごとの代表河川レンジャーもそこにも出てきます。それから、河川レンジャーの選考をする委員さんがいてはります。河川レンジャー全体の制度の検討委員のような人たちがいてはります。弁護士も含めていろんな人たちが入っていると。この人たちを含めて、先ほどの運営会議から出てきたレンジャーとかその代表の人たちが一緒に会議をするということの中にいろいろと河川レンジャーの検証したりというようなこともするし、河川レンジャーの選考もそこで行うと、こういうような制度になってます。そうなってるからこそ、何か河川事務所がレンジャーを選んで、それぞれやってくださいよというだけじゃなしに、全体として動いてるというシステムになってるということで、重層的な展開ができてるといふことの理由かなという具合に思います。

それから、その中で、個々のレンジャーがどんなことをやってんねんというのは、そこで報告するわけですけども、ホームページにそんなのが載ってます。

それから、河川レンジャーのホームページの中に、どこにどんなレンジャーが、あるいはレンジャーアドバイザーがおるんやというようなことが、似顔絵つきで流域全体に貼ってある、淀川の方はね、そういうような図面もありますし、その中で、先ほどちょっと話出しましたが、ここには、環境専門にしてる人がおるな、治水専門の人もおるなというようなことを踏まえた上で、河川レンジャーの展開計画というのがありますね。これは何かというと、ここの出張所管内の河川レンジャーは今何人おって、こんな活動しとるけども、次はこんな活動してる人がなってくれたらいいな、事務所なり、大事な会議の意向としてそんなことも書いていくということです。人数が増えないのは、ちょっとね、私はもう少し増やして欲しいなと先ほど言ったわけですけども。そんなようなことで、一応、手続上の問題としては、きちっとなってるかなという具合に思います。

ただ、一つ、どこでどんな活動してるなというのは、川のソフトの活動をあちこちでしてるなということをご紹介するだけになってしまうわけで、それだけじゃなしに、ハードに、川づくりは人とつなぐんですけれども、ハードが変わっていかないと、ハードに問題ありということで、河川法の改正もあるわけですから、でき上がっている今の現状の川を変えていくという整備計画、そういう整備に、川をいい川にしていく整備にどれだけ河川レンジャーが力を発揮したのか、その一つとして、先ほど言いました各出張所管内ごとに1つでもいいから、こういうようなテーマで地域の人たちと一緒に川づくりの計画をしたり、行政も一緒になってやったんやということも載せるべきです。こんな事例もいくつか、先ほどの三島江とかありますので、それをまた一つの指標にしてみようということも非常に、大事な話で、僕1回目の委員会で言いましたけども、水陸移行帯がどれだけ増えたんかということも指標にすべきと発言したことと同じような意味で、市民はどれだけそういうハードの川づくりに参加していったのかということの一つの事例として今言いましたけど、他のやり方でもいいと思いますけども、川と人とのつながりの指標として新たに設けるということはどうかなという具合に思います。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。他の委員さんからどうでしょうか。もし無いようでしたら、今上田委員がまとめて言っていただきましたし、そのことに対して事務局の方から



何かありましたら。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

いろいろと聞かせていただきました。なかなかソフトっぽいことをやっていますし、それから、あとは活動が見えないという話もあったと思うんですけども、こういうところも何か見えるためにはどういうことをしていったらいいのかということ、もっとしていかなくちやいけないなというふうに思っています。具体案は、また我々の方でも考えていくんですけど、さっきちょっと言おうと思ったのは、その人と川とつなぐということなんですけど、もう一つ先ほど来話がありました、行政と地域住民をつなぐという観点でも、そのレンジャーさんの役割というのはものすごく大きくて、そうすると、我々もどのぐらいの形でレンジャーさんと仕事を一緒にしていくのかということ、試行的にやってみるような状況であります。もうちょっと具体的にいうと、こういうふうにしてああいうふうにして、こういうふうにして、そういう形でびしびしと行政的にやり始めると、またこの制度がおかしくなってしまうのかなというところがあるので、そういうところをよく見ながらやっていくのかなというふうに思います。でも、一方で、そういうふうにああいうふうにして、今日の議論みたいな感じで、どこまでできるのかわからないとか、いろんな話も出てくるというのも一つの課題かなというふうに思っておりますので、ちょっとその辺のところはどういうふうに対応したらいいのかというのはちょっと悩みどころではあるんですけども、一つの課題が今日の議論の中でも、私どもも受け止めたというふうに思っています。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、ちょっと今日のテーマ、とかの配分も見まして、ここで10分ほど休憩とさせていただきますでしょうか。次の環境、利水、利用の方へと進めたいと思いますので、次3時から再開させていただきます。

[午後 2時50分 休憩]

[午後 3時01分 再開]

○中谷委員長

それでは再開したいと思います。

では、河川環境の説明を事務局からお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 竹田）

それでは、続いて河川環境の方を説明させていただきます。河川環境については、3点ございますけれども、まず1点目、点検項目、多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承ということで、これにつきましては、生物環境と、それから景観等項目ありますけれども、そのうちの生物環境の保全、再生ということで、取り上げさせていただきます。さらに、その中、指標といたしましては、イタセンパラ、ナカセコカワニナ、オオサンショウウオ、アユモドキとありますけれども、本日はこのうちのイタセンパラについてご説明をさせていただきます。

まず、イタセンパラにつきましては、国の天然記念物に指定されておるということで、つての淀川では数多くのワンドが存在し、多様な生態系が確保されていたというところがございますけれども、蛇行した低水路の直線化や拡幅等こういった河川工事によりまして、ワンドの減少、それから外来種の増加というようなことがありまして、イタセンパラは減少しているというような状況だったというところなんです。こちら下のところに図がありますけれども、こういった形でこれまでの調査結果の方をまとめておりますけれども、18年からは4年連続でイタセンパラが確認できなかったというような状況でございます。

これにつきましては、具体的な対応策ということで、右側に示しておりますけれども、ワンドの再生ということで、かつては130個ほどのワンドがありましたけれども、平成元年時点で34個まで減少したということで、これについては、現在再生の方、取り組んでおるということで、19年度で51個、これを平成23年度で63個まで増やしてきているというところがございます。これについては、詳しくは年度ごとの数についてはこちらのグラフに示しております。それから、下の図は、ワンドの機能ということで、ワンドはこちらの写真にありますように、かつての水制工のところに砂が溜まって、湾状の止水域、水たまりができたということで、この中については、この図のように浅場や深みがあるということ、あるいは、底質の砂や泥ということで、非常に多様な環境が保全されているということで、あわせて多様な生物の生息、生育環境が保たれていた場となっているというところなんです。

続きまして、ワンドの再生について、左側に図で示しております。ここで丸印で各年度どういったところで取り組んでおるかという整備箇所を示しております。写真の方がそれぞれの地区、左下ですと楠葉、右上で城北・赤川、右下は、唐崎ということで、それぞれのワンドの整備の状況ということでございます。主には、それぞれ高水敷を切り下げて

かつてのワンドのような水たまりを再生しておるところです。

環境の再生につきましては、ワンドの切り下げとあわせまして、先ほどの説明のとおり、平成18年からは、イタセンパラが確認できなかったということがございまして、こちらにありますとおり、イタセンパラの再導入ということで、イタセンパラの一生については、9月、11月のこの繁殖期ということで、イタセンパラが二枚貝に産卵すると。これが越冬期ということで、仔魚が貝の中で越冬し、春になりますと、泳出期ということで、貝から出てくると。これが成長期を通して、また繁殖期には貝に産卵するというので、この中で産卵直前のイタセンパラをこの繁殖期に淀川のワンドの方に戻してやりまして、これが貝に産みつけることで次のこういった生活史の繰り返しということで、淀川にイタセンパラが戻ってくるようなことを図っているというところなんです。

それで、それぞれ右上には、21年のときの様子、左下に23年のときの様子を示しておるということで、右下については、21年のときの状況ということで、22年、翌年には稚魚が確認できたというところなんです。

ただ、この後、成魚までは確認できていなかったというところで、次の23年にはまた、確認できなかったということで、23年度、再度再導入しまして、ここには報告の対象が23年度までということで示しておりませんが、今年度になりまして、5月には稚魚が確認できましたし、8月には成魚が確認できたということで、これが次の段階に続いていけばいいなというような期待されるような状況でございます。

あわせまして、再導入だけではなくて、ここに示すとおり、それぞれイタセンパラの保全のための取り組みもあわせて取り組んでおりまして、左上はクリーン作戦ということでワンドの清掃活動、それから、こちら各種団体とのネットワークを組みまして、そういった中での保全活動、また、左上は、問題となります外来種の駆除であるとか、あるいは先ほどもありました河川レンジャーによる環境学習、自然観察会を開催して、再導入以外にも保全のための取り組みに取り組んできたというところなんです。

そういったことでこちらの方、先ほどのグラフに再導入のものを図示したものになりますけれども、こういった形でイタセンパラの稚魚の個体数の推移ということなんです。先ほど申しましたとおり、21年度には稚魚が確認できたということなんですけれども、24年度には稚魚、成魚が確認できたというところなんです。また、こちらはイタセンパラが指標ということで、図示しておりますけれども、あわせてイタセンパラを除きますタナゴ類、その他の魚に、タナゴ類についてもその数を整理すると、かつては多数いたものが減少してきたと。ただ、

近年は、若干ではありますが、増加傾向にあるということが確認できております。

こういったことで、点検結果といたしましたら引き続き、淀川の環境委員会等の指導、助言を得ながら、再導入を行う、あるいは今後もこういった取り組みを続けまして、イタセンパラの生育、生息環境について保全再生を行っていくということにしております。

続きましては、河川環境の2点目ということになりまして、河川の連続性の確保ということでございます。これについては、水辺や河原の保全、それから、水域と陸域の連続性とあわせて、ここでは、魚が上りやすい川への再生という部分について整理させていただいているというところです。

こちら、図がちょっと小さいんですけども、こういった形で、淀川水系、こういったところが支障になっているかということで、堰とか堰堤、ダム等が全部で97カ所あるということで、このうち魚の遡上に問題があるものは66カ所という状況でございます。それらについては、こういった形で桂川ではこういった形で流入してくる水の量が多くて、魚道の中が泡立っていて、魚が上りにくい状況であったり、こちら、野洲川、右の真ん中ですけども、こういった形で魚道の下側に土砂が堆積して、魚が上れない状況になっていると。あるいはみお筋が魚道とは違う位置にずれてきてしまっているような状況、あるいは芥川、あるいは猪名川では魚道がそもそも設けられていないということで、支障になっております。

こういったことについて、こちらは対策の内容ということで、15ページにお示しいたしております。芥川では新たに魚道を新設したということ、それから、桂川につきましては、こういった形で上流側に少しかさ上げをしまして、水が入りにくくする、あるいは下流側に導流堤、導流部を設けて魚が魚道に誘導されやすいようにするというような工夫をしたり、猪名川ではこの斜路だった部分に縦方向、それから横断方向に隔壁を設けまして、魚道の機能を持たせたということです。

それから、野洲川については、20年度に設置しておりますけれども、そちらの中央に設けた魚道のモニタリングを21、22と行っているというような状況です。

続きましては、こういった魚道のハード的な整備だけではなくて、あわせてNPO、あるいは専門家との連携を図りながら取り組んでいるということです。

まずは木津川につきましては、この左上になりますけれども、土のうを積むなど簡易的な魚道を設けまして、NPOの方たちと魚道の改良について取り組んでいる事例ですとか、左下は、河川レンジャーと投網、あるいは魚道の説明といったことで、川に触れ合う機会

を設けてそういった取り組みを行っているもの、それから右上につきましては、委員会等で立案、設置しました簡易魚道のモニタリングをしまして、これについて調査を行っている事例、それから、右下は、NPOとの連携で、芥川では、設置しました魚道の改良ということで隔壁の研磨作業などを行ったということを実例として上げさせていただいております。

こういった形で66ありました支障のある施設のある6施設について改良を実施したということで、進捗状況の方を整理しております、右側は点検結果ということで、野洲川、猪名川のモニタリング結果ということで、魚道を設置した前後でそれぞれ、こちら抜けてますけど、ちょうど21年の夏ごろが魚道設置時期になりますけれども、設置前と前後で比較ができてるという状況です。

それから、河川環境の3点目ということで、川本来のダイナミズムの再生ということで、ここについては、流量の確保という部分と水位変動リズムの回復という2つありますけれども、こちらは水位変動リズムの回復ということで、流況・位況の改善ということで淀川大堰、瀬田川洗堰での取り組みについてお示しをしております。

これらが堰においては、治水、あるいは利水といったような目的で合理的な操作を行っているわけですが、そういった操作が中小洪水の平滑化を招いたり、あるいは水位変動を自然化していた部分から攪乱を減少させているというようなことで、これらについて、問題になっているということです。淀川本川、淀川大堰につきましては、増水時の水位変動が小さくなって、先ほどのワンドや水辺といったところの浅瀬の面積というものを減少させているというような状況、また琵琶湖の左下になりますけれども、洗堰では洪水を防ぐために5月から6月にかけて急激に水位を低下させるといったようなことがありまして、季節的なパターンが変化しているというものと、魚類の産卵状況に影響を与えているというふうに指摘を受けておるところでございます。

これにつきまして、右側、環境に配慮した試行操作ということで、上側が淀川大堰ですけれども、ここにありますとおり、平常時の貯水位、OP+3mのものを2.5mまで下げて、中小洪水時の自然な水位上昇を起さるような操作を行っているというところなんです。これによりまして、中段ですけれども、ここに図がありますけれども、先ほどのワンド、あるいは川辺の浅瀬のところ、こういった形で水位変動を起こすことで、浅瀬が新たに創出されるということで、環境の改善を図っておるところですし、それから、下側が琵琶湖の洗堰の例ですが、こういった形で通常は大きな出水があつて、水位が上がったと

きには、次の出水に備えて従来はこういった形ですぐに水位を下げていたわけですが、魚も雨が降って水位が上がるようなときに産卵が起こるということで、この産卵されたものをそのまま下げてしまうと、産卵、こういった形で水辺の植物に卵を産みつけますので、水位が上がって産卵するとすぐにまた下げる、そうすると、ここが干からびてしまうということですので、産卵があったのち、しばらく間、孵化するまでの間水位を維持するような操作、試行操作を行っているというものです。

そういったことで、20、21ページについては、それぞれの結果についてまとめさせていただいてまして、淀川大堰については、先ほどのような操作によりまして、浅場50cm以下の面積が約1割拡大したというふうに推定されておるといところでして、右側、点検結果ですけれども、取水施設への対応とかあるいは、下側、生育環境の改善についてさらに取り組んでいくという必要がありますけれども、一定の効果があつたということで、まとめとしては、引き続き環境委員会等指導、助言をもとに引き続き水位操作の改善を図っていくということにしております。

それから、瀬田川の洗堰も同様です。こちら、図は23年度の様子ですけれども、23年度4月から6月にかけての試行期間においては、途中台風が二度ほど来ましたので、非常に水位変動が大きくなったということで、治水上の理由で水位を下げておるといようなこともありまして、右側、点検結果ですけれども、これまでは、試行操作ということで、干出率が低く押さえられていたわけですが、23年度については干出率が高くなっているというような状況になっております。同じく、平成16年度も台風等の影響ありまして、若干干出率が上がっているというような状況で、こちらについても引き続き干出率を低減させるということで、改善について取り組んでいくということにしております。

環境については以上3点のご説明になります。よろしくお願いたします。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。これから委員さんから質問なりご意見出していただければいいんですが、猪名川とか、野洲川で、魚道を改善といいますか、つけかえたいとかあるんですが、NPOとか環境委員会とか書いてましたけど、こういう場面で一点河川レンジャーさんの出番はなかったのかということと、あと、ちょっと技術的な話ですけど、淀川大堰で、水位操作のやり方をOP+2.5まで下げてと、50cmほど変わるようになるんですかね。それで、ちょっと川の縦断方向でその50cmでどれぐらいの範囲、いわゆる上下動の影響がどれぐらいの範囲増えたかというところをちょっと教えていただきたい

など思っています。委員の皆さんからご意見ご質問等ありましたら、どうぞ出させていただきます。

#### ○須川委員

今日は河川環境ということで、イタセンパラとまず出てくるわけですが、基本的に淀川流域に係わる希少生物というのはたくさんいると思うんですね。今、国ないし自治体はレッドデータブックという形で、自然財というんですか、その目録を作って、点検を始めているわけです。淀川流域も本当はかなり長距離に係わってますので、その点検自体がまずどうなってるのかというのが必要だと思います。もちろん都道府県のレッドデータブックがあります。京都府とかのレッドデータブックの作業に私は係わってますけれども、例えばその中でやっぱり河川の占める割合というのは大きいわけですね。魚もいろんな種類がいるし、貝もいるし鳥もいるし、植物、湿性植物とかたくさんあります。河川の生物の中で、どういう種類が赤信号が灯っているか、あるいは黄信号かという状況をまず、やっぱり河川管理者としても把握されて、その次の順番として、じゃ、その中で保全の重要なものは何なのかということで、イタセンパラが挙げられてるし、イタセンパラを守るために、いろいろなそのエコトーンも増やしていくということは、他のものにもつながるという話がありましたけれども。

まず目録というか、レッドデータブックみたいなのがきちとなかったら、どういうこと起こるかといいますと、イタセンパラは確かにこう進んでます。でも、他の種類の生き物は、いつの間にかいなくなったけど、それは知りませんという姿勢になります。そこをきちとまず淀川流域に係わる種類は確認されているのはこれだけで、そのうち、赤信号、黄信号がともっている種はこれだけという部分が必要だと思います。、

実際いっぱい調査もされ、水辺の国勢調査もされているわけですが、このような把握にもとづいてこの事業があると、とても生きてくると思います。イタセンパラは守られるかもしれないけど、その他の種がいつのまにかいなくなりました、でも何も考えてませんでしたじゃ、通らないと思うんですね。というのがまず出発点としてずっと以前から気になっていることです。

自然財の目録の考え方は、種を軸にレッドデータブックで考えるもの以外にもう一つあります。湿地目録って、それは大体私が今までずっと距離標を軸にしてお話をしてますけれど、それを軸に情報を把握しないといけないということにつながってきます。

#### ○中谷委員長

今のご指摘の件に関してどうでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 森川）

淀川を担当しています森川でございます。

希少生物に関しては、府県のレッドデータブックがあります。先ほどおっしゃいましたように、河川の方でも、河川水辺の国勢調査と、そういう調査もしております。あとは、その淀川として希少な生物がどれかという評価を多分していかないといけないと、それをしていこうという議論は、淀川環境委員会にありまして、そういった作業は始めつつあります。ただ、ちょっとなかなか実際どう評価するかというところがなかなか作業的にはまだできてないところです。

ちょっとまた違うんですけども、そういうふうに淀川にとって、淀川の河川環境についてどうかという評価は、例えば、外来種に関してもやろう、ということで、淀川にとって、今一番悪影響を及ぼすと考える外来種100選ぶというのを作って、それもこの間公表して、いろんな団体にもご説明したりはしてるところです。おっしゃるとおり、イタセンパラというのは、当然イタセンパラだけではなくて、イタセンパラを代表として、この淀川環境自体をよくしようとしてるわけですから、そこをきちんとわかるよう、もとのベースを整理してというのを引き続きやっていきたいと思っております。

○須川委員

京都府でも希少種のレッドデータブックの次は外来種問題の情報を集めてまして、並行してるやっています。それから、数がふえて困ってる、私カワウ問題に係わっていますけれど、こういった管理しないといけない、希少種は守らないといけないと両面があると思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。他に。はい、上田委員どうぞ。

○上田（豪）委員

別の視点から、イタセンパラのことを指標に挙げてられますね。今言われたように、私の活動範囲のそこでは、外来種の除去をずっとやっています。それは水に浸かっている植物だけじゃなしに、陸、干陸化したところで起こってる外来種の除去もやっていて、一定の成果も出てきてるわけですけども。

それから、水陸移行帯としての整備をして、高水敷の切り下げをしていかんならん。一つは横断方向の切り下げとしてイタセンパラの話がありましたね。上流へ場所を変えて。



それから、縦断方向の連続性を保つために魚道をつくるとかいう話も、それぞれあったと思うんですけども、中流域のところでは、切り下げというのは、環境委員会と話しをされて進められてるワンドの再生というのがあるんですよね。でも、我々が活動をやっているところでは、切り下げというのは今のところない、ということで、今切り下げを要望してるわけですけども、植物の話もきちっとしていかないといけないのと違うかなという具合に思います。

中流域のところの河川環境の悪化というのは、治水というよりも、河口堰の、淀川大堰の利水の問題に起因するところが非常に大きいというのと、それからもう一点は、河川公園をつくったということで、たまりとか、あるいは水陸移行帯という横断方向の変化が徐々になくなってきているということがあると思います。そういう意味では、上流であるいは流水域のところではたまりを復元しながら、あるいはワンドを復元しながらということと平行して、同時に、中流域においては河川公園そのものを切り下げるといようなことには余りになってないですね。特に、私が活動してるところではそんな要望もしてはいますが、それは今のところ実現してない、河川公園の見直しの協議会はやってはいますが、河川公園には手を着けないで前の砂州に砂を、土を入れてアプローチできるようにして、そして、水辺でちょっと切り下げるといような、そんな案が今のところ示されてるわけですけども、もっと、ダイナミックな、そこで人が遊べるようなダイナミックな整備ができないのかと思います。当然金の問題もありますけれども、そういうことがないんだったら、こういう意味でできませんといようなことも説明していかないといけないという具合に思います。というのも、そこで、8年前から外来種の除去をやってるわけですね。いろいろミズヒマワリやとか、いろいろ言われる前からそこでずっと外来種の除去とかあるいは在来種を増やす活動をずっとやってきてて、何とかなってきたと。そこで大事なものは、一つは、川への人とのつながりとも関連しますし、この後に出てくるようなどんな指標とも関連するんですけども、そこで人が河川環境を回復しようとする活動をしてきているところについては、水の中の環境がよくなると、あるいは河川環境がよくなるということだけじゃなしに、川と人とのつながりが強まる、管理にもつながっていく、維持管理もつながっていくと、そういう視点からもそういうところでの整備も進めてほしいなど、あるいはそういうことも指標に入れていってほしいなという具合に思います。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございました。部分的にはその後の方の利用といいますか、高水敷の利用とか、その辺とも絡んで来ようかなという気もします。確かに、今いわゆる低水路の中でのワンドの復活とか、そういうことでもありますが、今上田委員がおっしゃったのは、例えば高水敷がグラウンドになっているところでももっとダイナミックにしてもというようなところもあるんじゃないかというご指摘かなというふうにも聞いたんですが、そこら辺がちょっとまた、後の利用のところで当然絡んできますし、あれなんです、何か今ちょっと今の河川環境の部分の資料は横断的スポット的ではあるんですけど、何か今ある資料で、もうちょっと淀川本川の大堰、もうちょっと三川合流あたりまで行って、この辺はどうやというか、そういうのをいきなり言うて説明してもらうのは難しいですかね。後の方の利用のところに付いてるような写真も見ながら。ちょっと位置関係がこの辺で、今のこのワンドの再生がどうやとか、そこら辺も含めて、見る方がわかりいいのではないかなとふと思ったんですが。難しいか。

○上田（豪）委員

今言ったのは点野のところですよ。再生が漏れてるところですよ。そこで再生してるところ以上に昔から活動してるということですよ。それが漏れてるという意味です。

○中谷委員長

その辺を具体的に言うと、今ポイント的にはどの辺の。

○上田（豪）委員

ちょうど淀川という囲みがあるところをずっと下へおろしてきたところの、そのあたりですね、そのあたりの左岸ですね。ワンドとしては小さいんですけども、人がどう係わってきてるか、河川環境を戻そうとして、という意味ではね、一つの大きな視点かなという具合に思います。

○中谷委員長

さっきも言うてる先の方でも関係してくるんですけど、そこあたりの高水敷の土地利用の状況というのは、どんな感じなんですかね。

○上田（豪）委員

多目的広場として運動公園がありまして、で、野草保全地区がある。高水敷がそのままあって、高水敷には乾いたところにここが昔タマリでしたというようなところがね、2m以上土を積んだ高水敷上に。河川公園と同じ高さですね。その前に低水護岸があつて、それから自然にできた砂州があるんですが、そこでみんな活動してるんですけど、その後

る側の高水敷を削ってほしいという話を今してるということです。砂州の前も削ると、あの水位変動の50cmが生きてくるということですね。それで初めてそこで、ああ、俺らがやってきたところが生きたんやなというようなことにつながるだろうと思います。そこで僕がやってるからしてほしいんじゃないしに、他でもいいですけども、そういう一つの事例が生かされたら、市民も「頑張ろうか」ということがあちこちで、出てくると思います。これが非常に大事なことで、今までの、おかしいやないかという指摘・要求だけじゃないしに、市民も「やろうか、一肌脱ごうか」という活動を支えるということがやはり非常に大事なんかなというふうに思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。確かに、そういうことができた暁には、住民の皆さんも積極的係わるという、そこら辺にしても非常に大事なかなと思うんですが、冒頭ちょっと申し上げましたように、淀川大堰とその水位の関係をちょっと聞いたかったのですが、この図面でいいますと、およそどのあたりが影響範囲かというのはお示しいただけますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 森川）

淀川でございます。淀川は、三川の合流から河口まで大体35kmありまして、淀川大堰まで河口から10kmで、このあたりが枚方大橋というのがございます。淀川大堰から枚方大橋ぐらまで、淀川大堰、潮止堰も兼ねて水位を取水のために上げてますので、その水位のバックが効いてるというんですか、どっちかという、水が溜まっている環境になってると思います。この枚方から上流というのが水が流れてる環境、そういうことで先ほどのイタセンバラの復活を考える上でもかなり枚方大橋の上下流では環境が違ってきてるかなと思います。

イタセンバラ以外の在来種もそうなんですけれども、それが減ってきた理由というのが、基本的にはいろいろ考えられてるんですが、ワンドの再生をやってますというふうに、場としての環境、ハビタットですね、その場としての環境が減ってるという点、それと、河川の改修に伴って水位の変動が少なくなってます。水位の変動が少なくなるというのが、その魚の生活史に合った水位の変動が少なくなってるという意味と、そういった浅場というんですか、あの浅場というのが草が侵入しやすくなって、浅場が維持できなくなって、そういう意味が一つあります。あとは、外来魚、特に最終的にいなくなった一番大きな影響は外来魚だろうと思います。そして、人による密漁ですね、イタセンバラは特に天然記念物ですので、そこにいるとわかると業者さんといいますか、捕っていつてしまうという

ことで、それらに対応しないといけないのですが。

基本的には場としてのワンドはこれから復活させていきたいと思います。ということを考えています。

あと、水位変動に関しては、先ほどのように大堰のところの水位操作で何とか幅が広がられないかということと、あと、水位変動とか洪水が少なくなってることに伴う草が侵入して浅場が減りやすいということに関しては、先ほど上田さんのおっしゃったようないろんな河川レンジャーの活動なんかも含めて外来種も含めた草の除去なんかもやっている。そして、あと、外来魚対策については、先ほど12ページにイタセンパラを除くタナゴ類も23年に増えてるという12ページの左下のグラフになってますが、これは、城北ワンドのいつかのワンドで外来魚対策の駆除圧を相当かけております。その結果、タナゴ類が相当増えたということで、下流域では水位変動がないためになかなか復活しづらいというふうに我々も考えてたんですが、やはり外来魚に対して駆除圧を相当かけると、タナゴ類も戻ってくるかなというのは、この23年の結果です。それと、その前の11ページの左下に、イタセンパラ保全市民ネットワークというのが22年から出来てきてまして、そういった外来種の駆除対策、あるいは水草対策とともに、密漁対策といいますか、そういう市民としての関心の目もこういったネットワーク活動できていくんじゃないかということで、大体そのイタセンパラがいなくなっていた原因に対して少しずつ対応はできつつあるのかな、そういう意味ではそういった対応ができていくようなところでまた先ほどのような再導入といいますか、そうした取り組みをこれからもやっていくことになるのかなと思います。

実際、その切り下げをしたり、ワンドを造ったりということと、あと、淀川の本川というのは大体淀川河川公園になってます。グラウンドになったり芝生広場になって、多目的の広場になったりしてます。淀川の河川公園は、河川整備計画をつくるときに並行して長期的な計画として基本計画を定めています。その基本計画の中で、公園の特に川の方側は、切り下げて自然環境を復元していくというのを基本方針にしています。ただ、ちょっとなかなかそういった最終的な姿を今後どう具体的にしていくかというところがまだ十分議論できてないというところなんです。上田さんの活動されている地先でもっと切り下げられないかとかというご意見もいただいていますし、そういったご意見もいただきながら、具体的にどういうふうに進めていくかというのはまた考えていきたいと思っております。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。平山委員どうぞ。

○平山委員

今、私達は個別の事業について、進捗点検をしているところですが、やはり幾つかの事業が影響し合っ出てくる成果もあります。事業を実施した場所について、その場所がどう変わったということだけではなくて、その周りの環境にも影響を与えているものがあります。そのことを整理したいのですが、例えば、一つの地図上でここでこういう課題があるから、こういうことをやっていって、もしかしたらこの事業とこの事業が関連あるかもしれないですとか、事業の関連性についていい資料があれば見せていただきたいです。

○中谷委員長

今の平山委員の意見に対してどうでしょうか。今すぐ、ものは準備はできないかもしれませんが、そうしたところの考え方について何か回答といいますか、ありましたら。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 竹田）

実際今そういうものは恐らく統一的にできてるものではなくて、恐らくいろんな個別の議論の中でそういう整理が要るねという段階では各々の場所でそういったことをされてるかもしれないですけども、それを統一的に全川にわたってやってるというものはないと思います。参考資料－２も示されているとおり、こちらの点検項目、観点、指標ということで整理させていただいてますけれども、この中でも指標が部分に重複ということで書かれますが、一つの指標が他の項目にもわたっているというような整理がされています。そういうことで、これを見るだけでもかなりの数がありますので、これを本当に地図上に全部整理できるのかということも非常に難しいかと思しますので、ちょっと今すぐそれができかどうかとか、いつまでにできるかというのは、ちょっとすぐ答えにくいところがありますけれども、少し。

○平山委員

なぜこういうことをお願いするかといいますと、例えばイタセンパラが増えているという成果がどの事業の影響なのか、ワンドを造ったからか、イタセンパラを放したからか、水位操作の方法を変えたからなのか、おそらく言い切れないと思うんです。そういう一つの場所で複数の事業が関連している場合は、そういう情報を教えていただきたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 森川）

イタセンパラの増えた原因に関しては、再導入ということをしましたので、その再導入をやったワンドの環境改善をしています。ある程度のミクロの話ですので、その再導入箇所外来魚の駆除もやり、ワンドの環境の改善もやりということを拠点的にやったとい

うことです。

先ほど私が説明しましたのは、そういう拠点的なことではなくて、河川全体としてもとの課題に対して、こういうふうに取り組んでいるというご説明になると思います。

ただ、全体としてどういうふうにやってるかというのをどう表現するかというのは、この進捗点検をつくる時にも我々でも議論をいたしまして、例えばこの24年3月と書いてます23年度の進捗点検の報告書の27ページに淀川水系全体の図を描いてございます。環境のことを議論するときに、どのところはどういう環境の類型になって、そこでどういう考えがあってそこでどういうことをしようとしているかというのを、流域全体上下流関係も含めて何かわかるようにできないかというので、それぞれの川、どういった環境の空間であり、そこでどういったことをしてますかというのは、まあ、一応全体像が何かわからないかなということでこういう図は作ってはみてるんですが、ちょっとこれなんかは水系の全体像なので大き過ぎて、実際の生物という生息環境のところに行くまでは大分距離があります。ちょっとそこをどこまでミクロにといいますか、表現できるかというのは、ちょっといろいろ考えないと難しいかなという感じがします。

#### ○松岡委員

松岡です。ちょっともとに戻るかもしれませんが、一応17ページのところからくることなんですが、河川環境で、例えば皆さんとちょっと特異性があるんで、琵琶湖を抱えてるところからの説明なんで、ちょっとピントがずれるかもしれませんが、琵琶湖にいる魚と係わってる関係で、琵琶湖にいる魚が琵琶湖にいるんじゃなしに、河川を伝って上流の方と全部係わってる話なんです。それのそこからくると、例えば堰とか魚道とかというのは、すごく大事な部分なんです。この17ページに点検結果として表現されている例えば魚道の成果の中やと思うんですが、例えばアユとか、ビワマスとかいう例をされてるんですが、例えば、これ、たまたま持ち合わせてたんであれですけど、これ、ビワマスなんです。これビワマスが飛び跳ねてる場所なんです。ということは、この身近なところでこの激流の中を1m以上飛び跳ねるような魚が魚道を上がっていくことが基準になると、大丈夫なんかと。これは、琵琶湖やからまだわかるんですけど、他の河川の人にとったら、別にこんな他の魚があがろうとなかろうと、支障はないわけです。でも、このように、例えばこんだけ飛び跳ねるやつに魚道の成果がなかったらおかしいと僕は思うんです。逆に、例えば上下のそういうなんをつないでいく柔らかくつないでいく必要があるのに、もっと身近な魚、もっと小さな魚がこの点検結果の中にあらわれてくるのが河川の生かしていく

方法の一つやないかなと思うんです。できたら、アユとかビワマスももちろんのこと、もう少し何か他の魚が提示できるような河川整備であってほしいなと思うんです。

これは、琵琶湖という関係上、よく目に触れることなんで、できたら他の河川とはちょっと特異性があるかもしれませんけど、考えて何かもう一つ、だから、専門チームの人たちがどう考えてるか僕はわかりませんが、願わくば、例えばハゼが1種類加えられるとか、何かそれぐらい優しくない、本当に上下の連続性はできひんのと違うかなと思います。で、そういうところをちょっと検討していただけたらありがたいなと思います。

#### ○須川委員

今の松岡さんの話は、多分、だから、全部の種類調べて、特にやっぱり魚道の被害を受けてる魚を、それでどうかという評価をせんと意味ないですよという話だと思います。

私も最近木津川などに多くの天然アユが遡上しているという話を、京都府のカワウ対策の場で漁協の方から聞いて驚きました。多摩川で下流域の水質の改善や魚道の改善があってどんどん天然アユがのぼるようになったのはとても夢がある話だと思っていましたが、淀川流域でも、何か夢のある話と思います。。

淀川から天瀬ダムまでの宇治川、また木津川と天然アユは遡上するが、桂川は多くの遡上を邪魔する堰があるという現状把握をされて、改善に向けてこう進めているという話は重要と思います。

桂川に流れている鴨川は京都府の管轄ですが、三条や四条まで天然アユが遡上して、ここで釣りができるのは夢ではなくなりつつあります。桂川から鴨川に天然アユが遡上しても邪魔になる堰や落差工を、NPOが河川管理者の許可も得て一時的な木製の魚道を設置して三条でも天然アユが釣れる風景を取り戻そうとしている。こういう風景を取り戻したいという気持ちはとても理解できます。どの事業も、もちろんいろんな生き物に係わってくるんですが、本当に邪魔してる、邪魔されている魚で評価せんといかんというのは、松岡さん言われるとおりになんですが、やっぱりもう一つそういう目でもちょっとアピールされるといいんじゃないかなと。ここでは工事で何か所やりましたという話じゃなくて、もちろんこの結果も出てますけど、もうちょっと何かこう全体として語るときの何か宣伝になってくれる種類をターゲットにして絞って、資料を提示されると、よろしいんじゃないかなと感じました。

#### ○中谷委員長

はい、ありがとうございました。上田委員どうぞ。

○上田（豪）委員

今、松岡さんの方から話ありましたけれども、淀川の中流域の芥川では、直轄区間の上流でも含めて、例えば魚道の河道を断って、水がさあっと落ちて、裏に空気が入ってしまうと、魚が上がっていかないと。あるいは、何ぼの流量以上になると、ハゼとか、そういう底生魚は上がっていかないと。だから、こういう具合にしながらと、丸くしながら円形にしていくと。速いところは上がりよるけど、ゆっくりやったら上がれるとか、上がっていかないとか、エビなんかもそうです。そんな工夫もされてます。だから、今後、今、松岡さんが言われたように、このイタセンパラもそうなんですが、あるいは、アユも、ある意味じゃ市民に関心を持ってもらうためには非常に有効な魚種やと思います。寝屋川でも私アユ採ったときに、さんざん騒いで、広報に載せて、皆さんの関心を川に向けるというようなことにも使ったことがありますけれども、しかし、そういう一方の市民に対するアピールと、着々とする河川整備とは違います。そこでですね、イタセンパラは孵化したからというても、何か淀川大堰の湛水域、枚方大橋から下の堰までの間は、何かほったらかしかなというような感じがするわけです。上流で切り下げやって、イタセンパラは戻ると、それはいい。一番問題が集約されていて、どないして子供が遊ぶんやというようなところが堰から上流にはない。下流はまだ水が少ないからヘドロの問題とかいろいろありながら、水に近づけるとこもあるんですけど、中流淡水域にはちょうどないわけですね。川は見るしかないという。ここの地域の人たちにとって地先の整備ということは非常に大事やと、それ人として今言ってる50cmの上下動があったとしても、低水護岸から砂州に行って、また、かけ上がりみたいな、ずっと水中に下がってるとこで50cm上下したからといって、ほとんど変わらないというようなこと起きてくると。そうであるから、砂州を切ってやと。切って、後ろももっと切ってくださいと、広いところができるんと違いますかというような提案を僕もしてるわけです。一方で期待しながら活動するというようなこともあると。だから、そこで人にも生き物にも魅力ある川として再生していくということが淀川としては非常に大事なところかなと思います。今みたいな魚道の整備の話とともに、そういう場所で、もっと一番最初の話に戻りますけれども、それぞれの地域でのステージを設けながら、河川整備をやっていくということにもつながっていく話なんですよね。

はい、以上です、よろしくお願いします。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。他の委員さん、いかがでしょうか。はい、多田さんど



うぞ。

○多田委員

はい、今イタセンパラとかそういう固有の非常に数の少ない部分もあるんですけども、テーマというか、この点検項目、鑑定の中にも次の世代に伝える、そして、先ほどのお話の中で人と川とのつながりというようなところの中で、実は私も家が宇治川の近くなんですけども、30年、40年ほど前は、近所の方が今日は休みやから川に行って釣りでも行ってこうかなというような形で、ふだんサラリーマンの方がお休みのときは主に釣りに行って、けど、今日はちょっと水も濁ってるし釣れへんかったわというような部分ありましたけど、最近近所の方が釣りに行くというような光景は余り見れないと。次世代に伝えるという中で、やはりその魚種が少なくなっているという部分は、こういうイタセンパラやらが復活するのもありますけども、全体的にやはり魚の釣れる川というのも一つの人が川へ近づいていただけの一つの方法なのかなというようなところもあります。それと、もう一つは、このナカセコカワニナとかそういうのもありますけど、シーズンのには短期間ですけどもホタルですよ。こういうホタルが数年前は川のところでホタルが見れたというようなところもあるんですけども、最近ホタルの見れる場所というのは、非常に限られている地域になっているというようなところですね、工作上、私観光協会におりまして、観光の仕事をやっているということで、この地域、山城地域とかそういうところでもホタルの見れるところ、どこですかとか、案内くださいというようなところがあったりとか、観光の観点から見ると、先ほど近所の人釣り人もいますけども、他府県ナンバーの車に乗ってこられる、要は、観光客も釣り人も一部観光客という位置づけも持っております。そういうような中で、人が動く、川に近づくという部分、そういうワンドの部分もあるんですけども、実際にその先ほどもおっしゃったと思うんですけど、当然その水質の問題もありますし、ワンドの問題もありますし、低水護岸の問題もありますし、外来種もあるんですけども。一体何がどう変わったのかという部分。それと、もし近くの釣り具屋さん、最近減ってきましたね。大型店ができてきたというのもあるんですけども、近所のほんまに玄関先で釣り竿売ってあったような釣り道具屋さんが減ってきた、というか、反対に、最近では、それがブラックバスの釣り竿ばかりが置いているというようなところも増えてきているのかなというふうなところで、釣り道具屋さんからすると、釣れる魚の道具売らないものが売れないというようなところで、数年前は5 m、6 mの長いアユ竿が、今では年に1本2本しか売れへんよというようなところが出てきたりとか、そういうようなことも話

を聞いておりますので、まず絶滅に近い部分を残すというような部分と並行して、そういう今までの川に触れ合う環境づくりというような部分もどこかに入れていただければ思っております。

○中谷委員長

はい、ご指摘ありがとうございます。今も出てた件に関して、事務局の方から何かコメント等ありましたら、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 竹田）

私の方から、松岡委員からお話ありましたここでは17ページ、野洲川のモニタリングの結果ということで、アユとビワマスということで、掲載させていただいています。実際に魚道の対象魚種はアユ、ビワマス、他にウツセミとかカジカもあるわけですがけれども、ここでは、2つのデータをお示ししてるということのみになっています。あとは、これについては魚道を設定した効果をより明確に把握したいということで、かなり丁寧なモニタリング調査をしたということで、それを掲載してますので、その対象がアユとビワマスしか載っていないということですので、ですけれども、だからといって、対象魚種も先ほど言ったこの2つだけでなく、4つということですので、もうこれだけを目指していくというものではないということと、あと、実際対象魚種じゃないものについては、どうかということについては、ここまで丁寧な調査というと手間も時間もかかりますので、従来からやっています水辺の国勢調査の魚類調査の中で従来と、そういった水辺の国勢調査の中で魚道の上下流で魚種がどう変わったかといったようなことで、傾向はつかめるかと思えますので、そういったことについて整理していくのは重要なことかなというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 森川）

淀川でございます。特徴的なということで、イタセンパラの資料なんかを載せておりますけれども、川によっては、例えば宇治川とかというような川だと、宇治川を多分代表するようなのはオイカワといえますか、ハヤとか、そういったような魚になろうと思います。宇治川の例えば河川環境、あるいは土砂環境を考えると、じゃ、そういったオイカワの産卵環境とか生息環境はどうなってるんだろうと、そののところも議論はしてるところです。おっしゃるように、その特定の魚だけではなくて、底生魚とか、よくいた魚も含めて、どういった環境がいいかというのは引き続き議論していきたいと思っております。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

最後に少し補足。今の話の繰り返しになるんですけども、今ここで議論していただいた話は我々の中でもいつも問題になる話で、河川環境っていろんな環境があるわけで、そのうちのどこを目指すのかとか、あるいは生物についても、さっき4種という話をしましたけど、4種類だけの魚しかいないのかといったらそんなことないわけで、他にもいっぱいいるわけで、どうすんのかという話の時に、一つ議論になってくるのは、先ほどイタセンパラの話がありましたけれども、イタセンパラが棲めるような環境というのは、他の魚にとってもどうなのかというところを学識者の先生方から聞きながら、そういうところを少し目指しながら他にも多分つながっていくでしょうということを見ながら、いろいろと施策を打ってる。だから、いろんなものを全部対象にしながらやっていくというのは、さっきの話じゃないですけど、なかなか難しいということで、ちょっとジレンマの中でやっております。

もう少し具体的な話をする、実は先週専門家委員会がありまして、同じような議論になっておりまして、先ほども説明ありましたイタセンパラとタナゴの話が資料として載ってて、お手元の資料の12ページですね。竹門先生、京都大学の生物の先生なんですけども、別の先生から竹門先生にどうなんですかという話があって、イタセンパラが多くなるというのは、他のタナゴ類との関係ってどんな感じなんですかという話があって、竹門先生の方からは、ほとんど同じような感じで考えてもいいんじゃないのかと、そういうような知見を我々も持たせてもらいながら、じゃ、イタセンパラが生きられるような環境というのを創っていくということは、単にイタセンパラだけを見てるんじゃなくて、タナゴ類がどうなのか、その広がりというのをどういうふうにやっていくのかというのはいろんな経験、経験って言うか勉強されている方々から聞かせていただきながらやっていくということを試行錯誤でやってるとというのが現状なのかなと思います。

これは少し難しい問題だと思うんですけども、少しずつでもやっていこうと思ってるんで、またいろいろな方々から話は聞きながらやっていきたいと思っています。

○上田（豪）委員

今の話は、全くそのとおりなんです。それがイタセンパラが消えたり、タナゴが消えるところでやるというのであれば、それでいいわけですけども、上流へ移ってるわけですね、イタセンパラが。ここが僕は言ってるところで、それであれば、タナゴがふえてきたって、先ほど河川事務所長の方から話がありましたけれども、それは、外来魚に圧をかけ

た、人の手で捕ったということの結果であって、自然放置していたらそんなことにはならないという意味では、これは、市民が参加してこんなこともできたよという成果の一つとして活用されるべきであって、河川環境を改善したということではないと、そういう意味では、大堰から枚方までの間、ここではワンドの幾つか再生しました、再生したけども、水が当たって深いままでどうもいかないというようなこともありますし、三島江のように、造ったけども、水の変動がないからそういう具合になってしまうということもありますし。他、見ていると、庭窪のワンドも人が一生懸命手を入れて外来種植物を除去していて、ウォーターレタスとか、今はよくなりましたけど、そういうのを採ったということで、一定の改善の兆しは増してるけども、川そのもののハードはやはりそれから上流と違って、低水護岸があって、そして、ちょっとできた砂州のそこからずっと深くなってしまっています。あるいは浅くなってるところでも、高水敷から水辺には入られない。アプローチができないというようなことで。先ほど話が出ましたけれども、この河川公園の基本計画、この中には、一つのモデルとして切り下げるよと。切り下げたその先は、自然の保護地域やと。真ん中は、人が入るような環境の保護地区やと。そして、堤防側は多目的広場やという具合に決められてて、僕はその図を見たときにすごい期待して、そして、公園協議会とかにも参加してるんですけども、何か高水敷はそのまま、低水護岸のブロックの先だけで何かしようとしているのかな、そのブロック護岸の向こうに大きな膨大な砂州があれば、それはそれでまたすごい冠水帯となっていていいわけですけど、ちょこっとしかない。ちょっと余分にあるとこで僕ら活動してるわけですけども、そういう、僕のともそうですけど、他のところでも同じです。だから、これ指標にするというのには、上流の指標にはいいですけども、緩傾斜の浅場がなく水位変動の少ない中流域、この辺りの指標にはちょっと向いてないなという感じはします。そういう意味で言いましたので、言われることはそのとおりやと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

いや、私が言ったのは、多分生物の種類の話をしてて、上田さんが言ってるのは、空間の話もあると思うんです。空間でどういうふうにとらえていくのかということについても、非常に重要な視点だと思っていますし、あとは実際、見られてる淀川の左岸のその場所の話というのは、今の話もありましたので、ちょっとまた我々もよく見て、切り下げ等々についてもよく考えていくということをやっていこうと思っています。

○須川委員

今中込さんが言われたとおりで、だから、河川のエコトーンみたいなところというのは、いろんな種類が係わってるから、そういう目でここはいい場所だとか、そういう形で評価してしまえばいいんですよ。

さっき自然財の目録というのが種類から攻める方法ともう一つ湿地目録というか、そういう環境、景観というか、そういうことから攻める方法があると言いました。ここはウシ原があるとか、干潟があるとか、砂州がそれなりにおもしろいとか、そういう形で評価していくという視点があれば、ざっくりと話ができるかなと。そのときに、種類の話をもっとこう、もちろん必要な種類を上手に入れていくという話が必要ですけど、何かちょっとその種類だけで考えていくと、今多分矛盾がまた出てくると。両面作戦が必要かなと思いました。

それと、あと、木津川上流部は、京都府の鳥のレッドデータでは、かつてコアジサシが小規模ながらコロニーができていたのですけれども、そういう砂州というのは、もうコロニーをつくるのに不可能な状況になっているのかというのは、航空写真とかを見ていると、決してまったく不可能な環境になったのじゃないのです。だから、コアジサシは、ちょっと地元の何か協力とかがあると、復活させることができるかもしれない。

それから、円山川流域1500平方キロ、それで、淀川流域は8000何ぼかの平方キロ。円山川流域で今5つがいのコウノトリが繁殖していて、しかも、もうあちこちに散らばって出現している。5年10年したらきっと淀川流域でも何つがいか引き受けんようという話に多分なってくると思うのですね。かつて亀岡のあたりは半年以上いたことありますしね。何かそういう目で次の、先ほどイタセンパラも棲めるという、これはなかなかいいキーワードだと思います。豊岡市の中貝市長も言ってるコウノトリも棲める環境、コウノトリが棲む環境じゃなくて、というのが淀川流域でもそろそろ考えていけないとあかんと違うかなという、目標ってというのは、夢みたいな話ですけど、そういうのをちょっと感じました。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。委員さんからもお話があり、また事務局からもお話がありましたように、進捗点検ということで、指標の書き方、こういうところ示させていたでいてますけども、やっぱり話が出てますように、イタセンパラが、それを食うやつを退治したからいいということではなしに、卵を産める貝もあり、何かそうしたトータルの環境として場所ができたなということで初めてそういう河川環境の今までのやつが保全され

たとか、創出されたとか、そういうことになるのかかなと思いますし、あと、淀川大堰自体は、先ほども説明があったように、塩害を食い止めるとか、利水の関係でああいうセットがされてるのであれば、水位の操作を工夫する中で、そのそうした上下動がある範囲で上田委員からも要望あってというお話が出てましたけども、その辺で象徴的な場所を作ってみたらどうやろうとか、そういうことも今後は検討の課題かなというふうにも思ったりしております。

というところで、一応委員の皆さんはまたいろいろ他にもご意見あるかと思いたすけども、時間のこともありますので、次。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課 課長補佐 成宮）

1点だけすいません。

今日ご欠席の小川委員からご意見を、ぜひ伝えてくれともらってしまして。

○中谷委員長

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課 課長補佐 成宮）

環境と利用と1点ずつございまして、今環境の場ですので、環境の方のご意見をご紹介します。

城北ワンドでのタナゴ類の増加というのは、外来魚駆除の成果であるということがございます。それから、イタセンパラ1種を保護していくのではなく、淀川水系で象徴的なイタセンパラを保護することにより、在来種全体がよくなって来ているということがございます。

○中谷委員長

ありがとうございました。この場での議論の中でも、そういうところかなというふうに思います。

それでは、また委員の皆さんありましたら、またどんどんご発言いただいたらいいんですけども、利水、利用という項目がありますので、説明の方は一緒にまとめていただいたらいいかと思いたす。お願いします。

・利水

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 谷川）

では、引き続き説明させていただきます。猪名川河川事務所長の谷川でございます。

参考資料－2では4ページの方に、4－4利水、及び4－5利用ということございま

す中で、橙色で説明しております6項目についてご説明させていただきます。

資料－1の25ページから、まず利水の1つ目として、環境に配慮した効率的な水利用の促進ということで、慣行水利権の許可水利権化の内容及び件数ということでご説明させていただきます。

川に流れる水を利用する権利であるところの水利権ですが、大きく分けて2つに分かれます。一つ目は、河川管理者の方から河川法の許可を受けることによって成立する水利権である許可水利権、もう一つは、この項で問題になります旧河川法、明治29年以前から取水していて、許可を受けたものとしてみなされる水利権である慣行水利権、既得権として存在する慣行水利権、この2つがあります。このうちの慣行水利権についてなんですけども、権として認められてるということで、河川法上の縛りというものとして届け出を一応要することになっております。流水の占用、流水の量、その条件、そういったことを届け出をすることとなっております。ただし、このあたりの届け出については、罰則規定があるわけでもございませんし、また例えば流水の量について、その量が不正確であることが問題になる、そのことを持って例えば水利権が取り消されるとか、そういったようなことがあるわけではございません。そういったこともありまして、水利権に問題点がございませぬ。今流水の量などがきちんとわからないよというふうなことがありますもので、他の水利権との使用による影響の予測が困難であるとか、あるいは、濁水が発生した際のその影響の濁水調整をしたときの効果が不分明であるとか、そういったようなことがあり、その慣行水利権を許可水利権の方に切りかえしておこうと、そういったことを現在おこなっているところでございます。

ちなみに、慣行水利権ですけれども、淀川水域全体で43件存在する状況でございませぬ。その全てが農業用水、過去からの慣行であるということで、農業用水ということになっております。

慣行水利権、問題点があるということで、許可水利権の方に切り替えをしていこうということで、私どもといたしまして、その時々をとらえて指導させていただいてるところでございませぬ。一つ目として、出水の前には、堰とかそういったものを水域の工作物の点検を行うわけですが、その折に、また10年に1回ですけれども、河川区域内で土地の占用をされてる場合には、その占用許可の更新時に、あるいは、取水の施設の改築、あるいは土地改良事業などが実施されるときには、その時々をとらえて、そういったことで慣行水利から許可水利への切り換えをお願いしているところでございませぬ。

しかしながら、それによって切り換えが進んでるかという、そういうわけでもございません。左下のところに、他の水域における法定化の事例ということで、2つほど示してございます。円山川及び土師川における慣行化から許可への移行の事例を示しております。それぞれ、円山川については、堰の改修に伴って切り換えを行われた例、また、土師川につきましては、長年にわたる継続してお願いがある、功を奏して、切り換えを行った例ということであります。じゃ、淀川においてはどうでしょう。淀川水系においてはどうかということなんですけれども、今事例として示したものが他の水系であることから想像がつく通りなんですけれども、淀川水系において平成21年度以降で移行が行われたものはゼロ件でした。その同じ時期に慣行水利権の更新があったもの自体を数えますと、6件ございました。全然進んでないその理由ですけれども、まず1つ目として、何といたってもその現状既に認められているものをわざわざ許可にするメリットが水利権、利水者の方に全く存在しないということが一つ目にあります。また、許可水利権に変えますと、それを役所に対してこれこれ必要な量はこれだけなんで、取水させてくださいということをお求めなければならないわけですが、そのための作業、つまり、必要水量がどれだけですよといったような算出であるとか、そういったような作業が非常に必要となり、利水者にとって、水利権者にとって非常に負担となると。メリットは存在しないが、デメリットばかりということになってしまうために、全くそれが進んでないという状況でございます。

今後なんですけれども、現状非常に問題があるということなんです、とりあえずまず一つ目としましては、従前どおり引き続いて河川法の許可の更新時、あるいは取水施設の改築などの機会をとらえて、許可水利への切り換えのお願いをしていくということがまず一つあります。あともう一つですが、必要に応じて、申請に必要な資料についてのデータの提供など、必要可能な範囲で協力することで、申請者の負担を軽減することにより、理解がなされるように働きかけてるということもございます。

次に、既存の水資源開発施設の再編と運用の見直しの実施状況ということで、見直しによって効果を上げた事案のご紹介をさせていただきます。

桂川の日吉ダムについてご説明させていただきます。こちらの日吉ダムの方におきまして、この5年間の中で平成19、20、21年の3カ年において、濁水が発生しておりました。こちら、日吉ダムの運用にあつては、その下流にございます新町下地点において、通年毎秒5 $\text{m}^3$ の流量が確保されるように、運用がされておりました。これは原則としてやっている、原則として5 $\text{m}^3/\text{s}$ の水量を確保するになっております。それが、22年からは毎秒4 $\text{m}^3$



の水量確保ということで、昨年行っております。渇水が起こった際には、渇水の対策調整会議というのを開いて、効率的な利水の運営を図るとともに、確保流量の削減なり、あるいは自主節水、あるいは取水制限などを行うことになっておりまして、実際に渇水が起こった19、20、21年の3カ年においては、例えば、一番ひどかったのが平成20年でございますが、この折りには、水、貯水池の貯水率は20%のレベルまで下がることになりました。このときには、こちらの確保流量のところ、平常5m<sup>3</sup>/sであったものを一番低いときには2m<sup>3</sup>/sまでカットし、また、上水道20%及びかんがい用水30%カットという取水制限を行うことになっていました。また18年度においても、あるいは21年度においても、そのレベルの差はあれ、取水制限、あるいは自主節水、流量確保と、新町下地点における確保流量の削減といったような措置をとらざるを得ない状況になっておりました。

一方で、22、23年におきましては、こちらの確保流量を最初から4m<sup>3</sup>/sに削減するという暫定運用ということを行っております。その結果として、このときには、最低貯水率はどちらも50%切らないレベルであって、自主節水などの措置は発生しておりません。それはどのように評価されるかということをお次のページで示しております。左側のところは平成22年における、確保流量を4m<sup>3</sup>/sに最初から削減していたんですが、これを行ったことの効果について説明しております。赤いラインが実績で、毎秒4m<sup>3</sup>の確保流量で運用した結果なんですが、仮にこれを従前どおり平成21年以前の毎秒5m<sup>3</sup>のレベルで最初から確保流量でやっていた場合はどうなったかといいますと、もし、それをやらなかった場合には、貯水率が恐らく50%を下回り、11日間の自主節水が必要であつたらうというのが左側のグラフの示すところでございます。

右側の方は、逆のパターンですけれども、平成21年度の渇水において、そのときには、毎秒4m<sup>3</sup>というレベルでの通年の確保流量の運用はしていなかったんですが、仮にもしそれをやっていたらどうだろうかというふうなことを実際と比較をしているのがこちらでございます。赤いラインが実績でございまして、この上には貯水率50%下回った挙げ句に、12日間の自主節水、さらに10日間の取水制限が発生していたのですが、もし、確保流量を5m<sup>3</sup>/sから4m<sup>3</sup>/sに最初から下げていて 通年やっていたものであれば、貯水率は50%を切るようになったのですが、その場合における対策としては、13日間の自主節水で済んで、また取水制限などは発生しなかったであろうと、こういったような効果が見込まれたということでございます。

今後につきまして、利水者などの協力を得ながら、こういった状況のうち、水資源の、

開発施設の運用に努めて参りたいとこのように考えております。

・利用

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 谷川）

3点目でございますが、川らしい利用の促進ということで、河川保全利用委員会の取り組みにつきましてご説明させていただきます。

河川保全利用委員会、河川敷において、川でなければできない利用、川に活かされた利用という表現になりますけれども、こちらの方を推進するという観点から、河川保全利用委員会の方で占用に当たっての意見を委員会の方で河川管理者の方に出していただいて、それに応じて河川管理者の方で占用者に対して許可を出す、そういったような形で現在運用が行われているところでございます。

占用許可の流れにつきまして、左下の方に図を描いてございますが、申請者、主に自治体になりますけれども、自治体、申請者の方から占用許可申請の方を河川管理者が受けますと、管理者の方から保全委員会の方に意見照会の付託を行い、必要に応じて現地調査、あるいは住民からの意見の聴取などを経て、委員会などの開催により意見を管理者の方に頂戴し、それを受けて申請者の方に河川管理者の方で協議を行って、許可を出すと、こういったような流れになっております。

次のページで、河川保全利用委員会でございますが、現状淀川水系におきまして、淀川及び琵琶湖、猪名川の管内におきまして開かれております。こちらの方では、淀川の管内において開かれております河川保全利用委員会の現状についてご説明させていただきます。淀川管内の河川保全利用委員会でございますが、平成16年度から開催しております。最近行われております運用の改善ポイントとして、2つほどこちらで紹介しております。一つはチェックリストの試行、もう一つは占用者への勉強会の開催ということでございます。

チェックリストの試行とは何かということで説明させていただきます。これまで、委員会、河川保全利用委員会の審議を行うに当たっては、カルテというものを作って、占用者の方が保全委員会に対して説明を行い、それに対応して、委員会の方で意見を述べ、行ってきていたところでございます。ただ、こちらにつきまして、そのカルテによる運用では、必ずしもその進捗が非常にどれだけ進んでるのかよくわかりがたいというところがございました。チェックリストということを今度導入したのですが、それが右下にございますのがチェックリストの例でございます。それぞれ必要な観点として、ポイントポイントを項目ごとに挙げてあり、それについて達成されてるか否かを丸バツで占用者の方にチェ

ックしていただくと。それができてるかできてないかということが一つ一つの観点において、明確にすることによって、どれだけ川らしい利用というものを推進できているのか、あるいはできていないかということを見えやすくしている、可視化ができているというふうな形になっております。こういったことによって占用者における一種の向上を図りたいということで、現状導入しているところでございます。

もう一つ、占用者への勉強会の開催ということで、淀川の管内におきましては、平成20年度からになります。自治体等の占用申請の担当者に対して、河川保全利用委員会における川らしい利用ということの考え方についての講義、あるいは意見交換などを行っております。自治体の占用担当ということになりますと、実際、例えばスポーツ施設などで占用を行っているところでございますと、そういった部門、スポーツ施設の推進、スポーツ振興といったようなことの部署の方になりますので、必ずしも環境問題に対して意識が高い、あるいは、それに積極的であるというふうには限らないところがございます。そういったような意識をより環境に対する意識を高めてもらおうということで現状このような勉強会の開催を行っているところでございます。

次のページに河川保全利用委員会によって取り組んで、効果があった事例ということで2つほど紹介しております。

1つ目は猪名川における事例です。こちらもともと自治体によって占用されている公園なんです。ところが少年野球のチームによって不法に占用されているような状況になってしまっていたものでした。河川保全利用委員会の審議を踏まえてというよりは、それがあるので、自治体の方が先に動いていただいたというような形なんですけれども、その少年野球チームを何とか排除して、自然的な利用ということでの緑地公園という形で衣替えしてるのが是正後の状況でございます。現状はこちらに貴重な植物などの植生を行うなどといったような取り組みがなされている状況でございます。

事例の2つ目は、木津川での事例でございますが、河川保全利用委員会の方から、こちらもともと1万7000㎡の多目的広場、及び緑地広場ということで、占用がなされていたのですが、こちらについて、代替地の確保、あるいは縮小の検討を行うようにということを受けて、占用者において縮小に取り組んでいただいた結果、もともと十分には活用されていなかった緑地の広場の方を占用は止めて、多目的広場の方のみにすると。結果として占用の面積は約半分の8300㎡まで減らしたという、こういったような事例がございます。

進捗状況ということで、こちら、32ページの方に示しております。こちら、平成19年か

ら23年まで河川保全利用委員会のおかれております3つの管内におけます開催の回数をグラフで示しております。回数が多ければいいというものではございませんが、一応毎年、一部行われない年もあるんですけれども、占用申請があることに対して、保全利用委員会を開くことによって、川らしい利用への促進ということが行われていることをこちらで示しております。

また、河川利用の実態につきまして、参考に左下の方に示しております。幾つか書いてあるんですけれども、まず淀川の方で河川公園の方を整備してるんですけれども、平成19年から23年におきましては、拡大しておりませんで、18.6%ということになっております。淀川の方での利用者の実態なんですけれども、平成21年度におきましては、延べで1700万人の利用者がございます。その利用形態でございますが、一番多いのは散策、ついでスポーツ、釣りというような状況になっております。高水敷の利用状況でございますが、19年から23年にかけて、大きくなった変化は見られません。また、占用面積につきましても、横ばいな状況になっております。

点検結果でございますが、川らしい河川敷の利用に向けて、今後とも河川保全利用委員会の意見を踏まえて、引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

今後とも周辺環境、あるいは地域特性を考慮しながら、川らしい河川敷の利用に受けて取り組んで参りたいと、このように考えております。

利用ということで、次に、憩い、安らげる河川の整備ということで、指標として3つ、バリアフリー化の内容・実施箇所数、水辺の整備内容及び小径（散策路）の整備内容ということでご紹介させていただきます。

1点目としてバリアフリーということで挙げております。憩い、安らげる河川の整備ということで、自然などを楽しむことに加えて、高齢者、あるいは子供が安心して利用できるような施設整備を行っていこうということで、こちらの方を挙げております。左下の方に2つグラフを設けておりますが、バリアフリーという言葉で意識されるものとは若干違うかもしれないですけど、河川敷、河川に近づきやすい状況ということで、スロープの設置数、及びトイレの設置数ということで示しております。スロープの方でございますが、19年から20年にかけて数件設置があり、その後、設置箇所数15のままで横ばい状態になっております。トイレの設置数につきましても、19年から23年にかけて若干数の上下はあるのですが、ほぼ90数件で横ばい状況になっております。

点検結果といたしまして、川について子供、あるいは高齢者に安心して利用できますよ

うに、現状スロープ15カ所設置しているんですけども、現状進捗はしてない状況でございます。今後、河川を安心して利用できるよう、施設整備に当たってバリアフリーを進めてまいりたいと考えております。

それと、河川において、自転車、あるいは車椅子などの快適な通行を確保するために、河川時期及び堤防上面のバイク停めについて、整備事業ということでこちらに示してございます。こういったものにつきましても、バイクの進入などを防止できて、バリアフリー化されるということで、推進を考えて参りたいと考えております。

利用の2点目でございますが、水辺の楽校ということで、木津川の事例です。2つの地区、笠置地区と三本松地区におきまして、そちらの非常に恵まれた自然などを生かして、河川管理用の通路を利用した散策路の整備、あるいは、河川敷に降りられるような階段の整備、そういったようなことを行うことで、子供たちに対して環境学習あるいは川遊びなどができるようなシチュエーションをつくることによって、また近隣の道の駅などに訪れる観光客、周辺住民の憩いの場ということを形成している事例でございます。

こちらにつきまして、平成18年度以降22年まで2カ所において整備を行っているところでございます。

点検結果といたしまして、人々が水辺に親しみ、また近づくことのできる環境整備を進めているところでございます。今後とも引き続き地域の方々あるいは、河川レンジャーさんなどの意見を頂戴しながら、地域に応じた水辺の整備を進めてまいりたいと考えております。

最後、小径（散策路）の整備内容ということで、事例として挙げておりますのは、琵琶湖から流れ出ます瀬田川における遊歩道の散策路、小径の整備ということでございます。瀬田川沿川非常に豊かな自然、あるいは歴史的な資産などがあり、観光面でも非常に価値の高いところでございます。こちらのおきまして河川管理用の通路を観光客の人も利用できるよということで、大津市などと連携いたしまして、琵琶湖の出口に当たります瀬田の唐橋から下流側の瀬田川の洗堰に至るまでの両岸につきまして散策路の整備を行っております。現状、色で言いますと、赤色を除くところにつきまして既に整備は済んでいる状況にあります。今後こちらの赤い部分、こちらのところが発電所への水路という形になっておりますもので、このところに来年度橋の架設を行い、平成26年度にこちらの散策路の方が完成するというので、それがなった暁には瀬田の唐橋から瀬田川の洗堰に至るまでのループ状の散策路網が形成されることとなります。

最後に、小径（散策路）の整備内容の延長につきましての状況でございますが、全体計画として、96.7kmの整備を行うこととしております。これまで宇治川の左岸、37.2から39.2kmまで、また瀬田川の右岸70.6から71.3kmなどにおきまして整備を進めて参りました。この結果として、平成23年までに整備延長として10.31kmの整備を達成したところでございます。

小径の整備につきましては、19年から23年におきまして、5km弱だったものが10.31kmまで、あ、失礼しました、先ほど申しました10.31km達成ということで、平成19年から23年までの推移を示したのはこちらのグラフでございます。今後につきましても、各整備箇所の特徴を考慮した整備内容を考えながら、地域との連携を図って整備の促進を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。2つのパートをまとめて説明をしていただきました。一つは水利、そして利用の問題。先ほどからの議論を見てますと、利用、特に高水敷の関係とか、そっちの方の重みが大きいのかなというようなことを思ったりしておりますが、委員の皆様から質問あるいはご意見等々ありましたら、何でも結構ですので、どうぞご発言ください。

はい、どうぞ。

○亀井委員

河川管理者として高水敷、特に運動公園なんかで裸地で使ってるところを具体的に1年で何%という目標はなくても、今後何年か以内で、今の何%ぐらいはできたら草地、もしくは運動公園という形をやめたいというような目標はあるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 森川）

淀川の所長の森川でございます。基本的な方向性というのは、河川整備計画でもご議論いただいて、河川でなければならない利用に転換していくというふうには決めているところではあります。具体的にそのいつまでに何%とかというのは、持ち合わせておりません。個々にそれぞれの占用をされている占有者、あるいは淀川河川公園という国営の公園の中で、毎年少しずつ工夫をしているという状況でございます。

○中谷委員長

よろしいですか。

○亀井委員

はい、実は実際に保全委員をやっておりまして、既に運動公園になった年数はものすごく経ってますし、時代背景もすごく変わってきたとは思いますが、そこをやっぱり占有しているところが自治体として市民からの突き上げがあつて、それをもう返上するというところは、まことに難しいのはわかるんですが、その辺の時代背景なり、利用の仕方に余りに考慮がいてないんじゃないかと思うんです。ただ何人使つてるとか、そういうことだけで、そこを占有しているだけの意味があるのかって私は思うんです。やはり、土日はかなりの人が行ってますが、平日については広面積が裸地のままで、異様な河川敷の中にそういう状況が発生してまして、そこが多分運動だけじゃなくて緊急に人が避難する場所になっていることはわかるんですが、もう少し時代時代で、みんなで集まって在り様を考えると機会があればいいなと思います。

○中谷委員長

今のお話の場所は、地元の自治体さんがまず占有されててというようなところですかね。

○亀井委員

そうですね。それで、こんなことを申し上げていいのかどうかわかりませんが、慣例として占有面積でないところもグラウンドになって裸地であるという部分もかなりありますので、それはすごく河川レンジャーをしてまして広域に動きますが、気になるところです。

では、運動公園をやめて普通の自然に戻したらどうなるかといいますと、さっき上田さんのレンジャー活動でもありますように、そこにやっぱり人は近づけて入って行って、そこを川らしい川の自然環境を保つために、逆にいろんな人が入って行って保ち続けて、人と生き物が楽しめる河川を逆に作り上げていく。だから、運動するという形で川に人が近づくだけではなくて、逆に言うと川らしい川の自然を守るために、また同じようにたくさんの方がそこに係わることも今後の川の在り様かなと思っております。

○中谷委員長

はい、ご意見ありがとうございます。

ちょっと土地堪が全然なくてあれなんですけども、そういう、いわば人工的な利用をされている高水敷と、今おっしゃったように、そういうふうに戻したらいいやんかというようなところと、何か全体を見渡す中で比率はどうなんでしょう。例えば、もうグラウンド的にはそこしかないでという状況なのか、場所を変えてというか、他にもいっぱいあるし、そこは戻してもいいんじゃないかみたいな、何かそういう今、亀井さんがおっしゃって

る川の全体の中でどのような利用形態になっているのかなとふと思ひまして。

さっきもお話があったように、淀川筋の航空写真とか見てますと、もうかなりグラウンド、ゴルフ場とか高水敷がほとんどそういうような利用形態になっているんですけど、今のお話の点で、その辺の割合的なもんはどんな感じでしょうかね。

○亀井委員

私は、そういう割合的なものではきちっとした数字は申し上げられないんですが、私がある中下流域については、やはり学校もどんどん廃校になっておりますし、子供たちの数も減ってますし、運動をしている子供たち、特にグラウンドを使用するといいますとサッカーと野球ですね。その子供たちの数も、うんと減ってるんですが、じゃ、校内の放課後のグラウンドの運営の仕方はどうかというところにも目が行ってませんし、クラブ系の常用の河川敷利用というのもかなり進んでおります。だから、学校単位の、校区単位のって子供たちの運動場ではなく、クラブが占有するみたいなタイプの使い方も多いと思ひます。

○中谷委員長

ありがとうございます。昔というか、淀川の整備計画はできる前でも高水敷の利用で、川は本来川であるべしというような議論からグラウンドはいかがなものかという議論もありまして、そしたら、何かスポーツ少年団的なところからいっばい、そんなことで言ったらあれですけど、そういうことでグラウンドを川に戻すなんてやめてほしいみたいな話もわっと出たりとか、何かそういう経過があったのかなみたいなことをちょっと思い出したりしてるんですけど。

今の件に関してでも結構ですし、その他の件でも。はい、どうぞ。

○須川委員

全体でいいんですね。

○中谷委員長

はい。

○須川委員

ちょっと水辺の楽校のあたりとか、最後の小径整備のあたりのところなんですが、水辺の楽校は全国的なプログラムと聞いてまして、それが2カ所、こういう場所でされるというのはいいことだと思うのですが、私自身はこういう河川がある場合に、小学校の学区みたいなのを重ねて考えていきまして、その学区の中の河川のところをチェックしていくとど



なるかが気になります。子供たちは全然入ったり、水遊びできない、安全に学習もできないというような河川がどれだけあるのかっていうのをチェックしていかれると、そこを1カ所でもいいから安全にというか、河川とアクセスできる場所をつくられているかどうかという、何かそういう視点の進捗状況の視点があるといいかなと以前から思っています。別に淀川管内だけじゃないんですけど、どこの川でもそうなんです。そういう視点の水辺の整備内容のときに、あまねく小学校の学区というのはありますから、そういう視点でござらんになるといかがというのが1つ。

それから、次、最後の方にいきまして、小径整備の進捗状況で整備延長を書いているんですが、これも似たような話なのですが、私は大体水辺の調査を引き受けると、全域調査、鳥なんかやったら精査するわけですが、とにかく河川沿いに歩けないところってたくさんあるわけですね。そういう場所をちゃんと、小径でもあつてつながっていると便利やなど以前から思ってた、例えば整備前の瀬田川で、細い道でもあるといいなって思っていた部分をつくられたというのはとても必要なことかと思えます。

ちょっと写真を見て気になるのは、ヨシ原の潰れてる部分がえらい多いなど。もっと細い道でもいいんとちがうかな、管理用の車か何か通れないとだめなのかもしれませんが、ちょっとそういうのが気になりました。それで、多分整備延長という考え方だと、別にそこにわざわざ小径をつくらなくても歩けるやないかというようなところを整備したような話も含まれてしまうかもしれないので、ここはつくらんことには歩くこともできないんやという、まず、その実態を把握されて、そこでどれだけ整備したかっていう何か進捗状況みたいなデータがあると、ああ、なるほど、それは役に立つ作業をされたんだというのが見えてくるんじゃないかなって、思いました。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。今、あとの方でもおっしゃったように、要はこんだけの必要がある部分をこんだけできたというか、そういう表し方ですかね。

はい、上田委員どうぞ。

○上田（豪）委員

時間もないのに何点かお話ししたいと思います。

慣行水利権の件ですけれども、これはほとんど農業用水ですよ。ただ、このごろ農業用水だけじゃなしに環境用水という言葉が使われてて、維持用水というような言葉で言われてるんですけれども、こういうことの視点も、この水利権を制限するというのは、利水

としての用水があちらこちらで足らんとか、一番下流域の新淀川の方で水が少ないとか、淀川筋ではそういうこともあるわけですけど、環境用水という視点も必要かなという具合に思います。

というのは、淀川の中流域の左岸はもともと淀川のデルタ地域で、勝手に水が縦横にクレークとして流れてた、そういうところですよ。それが、いろんな堤防をつくったりとか、そういうところが文禄の堤とかあるわけですけども。最後の方は戦後かな、低水路の掘削をするということで水が自然に入らなくなったと。それでポンプを設置していると。そのポンプの許可更新について、いろいろとこうせよ、あせせよという指導があるんですけども、農業用水として使われる量が減ってきているというのは、確かにそうなんですけども、環境用水的な視点も一緒にこの中に加味していただくと、これからの河川法の改正後の地域用水の中では重要なこと。私らは淀川での活動をする以前から用水路とか、活動してたわけですけども、そこでのいろんな問題というものもあるということで、環境用水という視点もいろいろ加えていただきたいなということが1つです。

それから、先ほどの河川公園としての占用の話ですけども多目的広場等、これは30ページに占用者の勉強会の開催ということがあるんですけども、僕もこれにファシリテーターみたいな形で出たことがあるんですけども、占用許可を受けている市町村の担当者が来てワークショップをしたんですよ。ここは、こういう問題があるけども、河川公園としてこんなことがあるけども、ここはどうしたらいい河川公園になるやろうかという話を、そういう占用している人でグループ分けをしながらワークショップをした。そうするとね、やはり占用者なんですけど、その人はやっぱり家へ帰ったら市民なんですよ。市民の視点で、うちの子供やったらここでこないしてもっと自然に遊ばせたいとか、そんな話が出てくるんですよ。この担当者のワークショップというのはいろいろ上からね、かなり強制的にやられてるんです、これは許可権者やらかね。僕もびっくりしたんですけども、ようこまできついこと言えるんやなと思って、市町村ではそんなことは占用者に言われへんと思うぐらいに我々の前へ出す顔とは全然違う顔で占用許可の話をされると。しかし、それではやっぱり効果も強制的に上げる格好になりますけども、担当者の人をこういうワークショップをしながら、その人の意識を引き出すということが非常に大事だと分かりました。ただ、占用者の担当は、次々変わられますんで、一回やったから次はこの段階でじゃなしに、繰り返しやっていくということが公園の占用状態の見直しを理解していただく上で、非常に有効かなと思いました。僕はそのときびっくりしたんです。河川環境を何とかして

ほしいと望む人のワークショップと同じような結論が出たということがありましたんでね、非常に今後も勉強会を進めてほしいなということを思っております。

それから、1点、多田さんがおられるんですけども、この間、洛南タイムスか京都新聞に宇治川の塔の島の記事が出て、サクラをたくさん切ってしまったと。それで、8割は切って2割は残しただったかな、ということで、僕は当初、観光協会は話は入ってたんやろうなと思っと思ったんやけども、どうも観光協会も怒ってるでというようなことを、新聞ではそれが出たと。

よし悪しは別にして、これもいろんな過去の経緯があって、流域委員会から経緯を引っぱり出しても、いろんなことを言われているということがあるんですけども、そのよし悪しは別にして、我々河川レンジャーの立場から言うと、今まで行政に依存してた河川管理から一緒にやろうやということで協働して動いているわけですよ。そのときに河川管理者がああいう具合に批判されるようなことが起こると、河川レンジャーは国交省の出先機関みたいに思われてしまうやないかと。せっかく市民の側に立ちながら、そして、また行政の側にも立ちながら繋ごうとしているのにというような意見が河川レンジャーの中で出てるんですよ。

何がいいかという話ではなしに、ちゃんと宇治やったら宇治市の広報でこうやりますという説明もして、説明責任をちゃんと果たしてもらう中で、その上で、それがいいのか、あかんのかという話にしてほしいと。我々いろんなところで、レンジャー活動をやっていきます。この話は宇治川で活動している人じゃない人から声が出てきています。こういう川と人を近づける、川をよくするという活動を推進するためにも、緻密な説明というのは求めたいなという具合に思います。

よろしくお願ひしたいと。

○中谷委員長

はい、ご指摘ありがとうございました。

他に委員さん、いかがでしょうか。はい、平山委員どうぞ。

○平山委員

質問です。淀川の流域内で、河川の利用や管理に関してルールがきちんとあるところというのはどれぐらいなのでしょう。

○中谷委員長

全部ある。

○平山委員

すいません、私の質問が説明不足です。利用のルールというのは地域の人がルールをつくることから一緒に考えて、きちんと機能していると言いますか、地域の人たちが意識をしているルールというのはどれぐらいあるのでしょうか。いい例があれば教えていただきたいです。

一番最後にありますこの瀬田川の散策路は私の活動のエリアなんですけども、ここの散策路が整備されたことに関して、地域の方々はずごく感謝しているんです。一方で、管理の話、手入れの話になると、なかなか自分たちのこととして考えている人は少ないように思います。これからの維持管理について、誰が何をするのかということをもう少し真剣に考えなきゃいけないと思います。

地域の人が利用のルールをつくる段階から関わって、自分たちのこととして考えるということがとても大事だと思うのですが、そういうことはうまくいっている事例があれば教えて下さい。

○上田（豪）委員

はい。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○上田（豪）委員

本当に適切な事例というのは、なかなかないんですよ。ただ、冒頭の方で話をしましたように、ここをつくる計画があつて整備計画に載ってたとしても、つくるときに住民代表としての自治会長とか市長とかそんなだけじゃなしに、地先の人も含めて、それから瀬田川がいいなという大阪など流域の人も含めた、そういう場をやっぱり設けやないかんと思います。時間はかかるとは思いますけど。そうすると、そこに入ってきた地先の人たちは、やはりこういう整備がいいなと、こんな色あかんで、アスファルトあかんでと、いろいろ話をしているときに、いや、金がかかるからそんなこと出けへんわと淀川河川管理者が言う、それもそうやなという格好の中で、当初の意見と違つても、結論に納得するという形で、その合意形成過程、議論の過程に主体的に関わっていくということは非常に大事なかなと。当初の思いと結論は変わってもいいと思うんですけど、そうすると維持管理にも入っていくやろうということが一番大きな問題。

今からできることといえば、僕がかかわった事例では、やはり最初からそういう形で計

画に関わり、工事中にも計画変更した現場で、そんなこともありましたと言うんですが、いまだに有料で、ほんまの有料、最低賃金だけですけども、それで週に何回もやっているというような事例もあります。ほんとちょっとの人数でごみぐらいは取れることがありますが、そういうことを心掛ける、市民参加ということが市民との付き合い方かなという具合に思います。

それで、ここでは、例えばもうでき上がってしまってますので、ここを利用するにはどんな利用の仕方があるやろうかと。ただ散歩だけじゃなしに、あるいは先ほどアシ原の話が出ましたけども、非常に少ないやないか、歩くところ以外に多いところもあっていいやないかと、これをどういう具合に改良しようかというときに、国に金を出してくれという話やなしに、自分らで手を加えてもいいねんやったら、どこまでできるんやろうとか。車も通らないし、強度の問題もそれほど問題にならないところですので、あと安全の問題。もともとここは安全ないです、自己責任で横に落ちてしまうようなとこやからね。ちょっと端のところのアシ原をもうちょっと増やしてみようとか、何かそんなような工夫をしながらやっていくということで、むしろ市民の側からの、レンジャーの側の方から改良の提案があった方がおもしろいかなという具合な感じはします。

#### ○平山委員

利用を考えると、例えばこの瀬田川ですと唐橋の石山寺ら辺の観光客が多く、地域の人釣り客のことをどう思っているとか、夜間の歩く人の安全をどうするかとか、本当にいろいろ出てきます。そういう意見交換会をしたこともあり、もちろんまとまらないんですが、いろいろなことを思っている人がいるということを知るといことも大事だと思います。また、河川行政もこういうふうにしてここをこうしたというふうなことを地域の人を知るといことも、理解、同意はできないけれども、「そういうことなのか」と受けとめられることはできると思うんです。そのプロセスこそが大事なんじゃないかなと思います。瀬田川の散策路は、ほとんど整備が終わってしまっているのですが、整備する前に整備後の利用や管理について関係者の意見を知るとい手続きができていない場合どうしたらいいのか、河川レンジャーとして活動している中で課題が出てきています。

#### ○中谷委員長

はい、今の件に関して事務局の方から何かありますか。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

いっぱい話があったんで、どこから話していいかわからないんですけど、まず今、目の

前であった平山委員からの話を聞いて、何か根本論の公共論というか社会資本論みたいな感じなのかなと思って、ちょっと伺わせてもらってました。

ルールを決めるとかは大事なことだとは思いますが、いきなりそれを始めると今おっしゃられるように、何でそんなルールなんやという話になってしまうというのが今の現状なのかなというふうに思っていて、そのためにも我々、意識の共有というのをしっかりやっていく。その一つのツールとして、ツールと言ったら怒られちゃうかもしれませんが、河川レンジャーであるとか、あるいは今日の話の中で人と川とのつながりであるとか、そういうことをまずはやっていって、今、平山委員からの話もありましたように、我々としてどういうふうに思っているのかというのをちゃんと意識を共有するというのをしっかりやっていくということが非常に大事。まず、そこからやり始めて、じゃ、つくったものについてどういうふうに管理していくのかというところをお互いにという次のステップに行けたらいいなというふうには思っているかなというところが今の現状なのかなというふうには思っております。

それから、ちょっといろんな話があったんで、よろしいですかね、しゃべってしまってもよろしいですかね。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

亀井委員と上田委員の方からありました占用の話についても、おっしゃられたとおりでと思うんですけども、やっぱり占用については一定の方向性、ざくっとした川らしいあり方というような言い方を我々はしているんですけども、個別具体の数値目標を持つとかいうことじゃなくて、一件一件どうなのかというところを、やっぱりこれもさっきの話と結構似たところがあって、やっぱり納得していただきながら、例えば少年野球で使いたいんだけど、他のところへ少し行けたらば、そこを別のものにも使えるね、そういうふうにした方が全体としていいよねというようなことをやっぱり納得した上で、その占用なり、あるいは利用をどうするのかという形になっている。すべてコミュニケーションと意識の共有というのが物すごく大事なのかというふうに思っておるんで、そういうふうなことを地道なのかもしれませんが、着実に進めていくことと思っております。そのためにも河川保全利用委員会、その他の活動についても、先ほど勉強会の話もありましたけれども、そういうところはしっかりと進めていきたいと思っております。

それから、あとですね、須川委員から話がありました評価の話についても、これも少し今回まとめるに当たって常にいろんな方から言われている話で、何が言いたいかという分母の話ですね。全体がどうなのか、それに対してはどのようなふうに進んでいるのかというところが必ずしもできていないような指標というのが今回も多々あります。そういう形ができないので、今こういう形になってしまっているということも実は現状としてはあるんですけども、一つでもわかっていただくためには、やっぱりそういうような分母があって、全体がどうなのか、それに対してどこまで進んでいるのかというような指摘を各委員からも今までも受けているところですので、そういうところを一つでも解消していきたいと思っております。

それから、あともう一つ、先ほどの上田委員から宇治塔の島の話がございまして、これは新聞等々でご心配をお掛けしているところではありますけれども、現状をお話しさせていただきますと、宇治の塔の島、平等院の前あたりなんですけども、あそこの治水の観点で流下能力向上ということで、河道掘削及び護岸工事等々をやっております。もちろん景觀に配慮しなくてはいけないという観点で、各先生にも入っていただきながら検討委員会をやったりとか、あとは、こういう工事をやりますなんてことを情報共有はしていたつもりではあるんですけども、やはりなかなか伝わらないところもあって、いきなり切ったらずいんじゃないのとか、お祭りもありますんでどんな感じになるのかっていうところが現在問題になっております。

治水上は必要なところなんで、何とか改修はしていきたいと思っておるんですけども、どういう形でやっていくのかというのは今までも検討してますけども、今、宇治市さん、それからあとは地元の方とも少しずつ今回の話なんかを受けながら、変えられるところは変えていくし、それからあと情報を出していくところはもう一回出していくということはどういうふうにしていくかというのは現在、検討中という形になっております。

1月に入ってから何回か新聞記事に出ているので、ご心配されていると思うんですけど、こちらの方はこういう方向で進めていきたいという話を今まさに地元自治体とも一緒に話をしているところですので、そちらにつきましても、この場でもこういう話が出てきましたんで、またこういう方向になりましたという話は、ここだけじゃなく、いろんなところに伝えていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういう形で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

はい、上田委員どうぞ。

○上田（豪）委員

その件は自治体だけじゃなしに、いろんなところですけども、それもそれぞれの利害関係者とかの団体だけじゃなしに、一般の人の目に触れる広報をしてほしいというようなことですので、よろしくお願ひしたいなど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

はい。

○上田（豪）委員

それから、慣行水利権の話をしましたけどもね、ちょっと言い忘れたんやけど、もともと自由に入ってたところを堰を閉めるに当たって、もうちょっと少なくしても農業ができるやないかということやったらいわけですけども、そうじゃなしにポンプアップしないと水が上がらなくなったわけです。そのポンプアップの金は、昔は農業者の土地改良区がやってた。それから、市町村も加わった用排水管理組合に移った。で、今、市町村に移っているわけです。市町村に移ると、そのポンプの金の問題については、もともと慣行水利権で勝手に入ってたやつやろうと、そういう話が出てくると。私もそのように思いました。そのことで、その地域の住民は、縦横に流れる用水路で小さいときから遊びながら、そして、それがまた防災のいざというときには防災用水、生活用水などいろんな形で水が使えるという特徴を持った地域になつたわけですね。それが、やはり金がかかるし、24時間は水は流せない、昼間の農業用水のときだけ流すと。それで、維持用水としては、水が止まっている冬場は、曜日によっては水は流すという日も週に1回はありますけれども、夜中は止まるというような現状です。もともとは勝手に入ってたところを、市民の側から言えば国の事情とか、そんなことで下を掘ったんやないかと。もちろん、国の事情というだけじゃなしに、自分らの洪水対策の問題もあるわけです。だけど、一方的にその金の負担は俺ら市民だけからということで、スッキリしないわけです。24時間水流せと言うても、市町村も金がかかりますのでなかなか流してくれない。そんなことも慣行水利権を言うんであれば、ちょっと考慮してほしいなという具合に思いますので、そういう意味です。よろしくお願ひしたい。

○中谷委員長



はい、どうぞ志藤さん。

○志藤委員

すみません、ちょっと話が元に戻ってしまうのかもしれないですけど、僕も先ほど平山委員のおっしゃった合理的理由みたいなことの合意がどこまで取れているのかということが、なかなかちょっと理解しがたいところがあって、特に利用とか、先ほど川らしいとか、憩い、安らげるという、そういう言葉自体はよく理解できるんですけど、例えば道をつくることというものが、それとどういうふうに合理的につながっていくのかというあたりが、それをすることによって先ほども話がありましたけれども、全体計画の中で一体何かどこまで進むのかということがしっくりとおりにこないところもちょっとありまして。そこは、もちろん市民との合意の形成である話し合いの中で、いろいろと一步一步作っていくというところもあるのかもしれないですけど、これは一応計画の中でお金も使って、ここまでということをもう進めておりますので、そこはなかなかしっくり落ちないということになってくると、これは計画そのものが一番最初のスタート段階のところ、一体どういうふうな合理的な理由というのがここには想定されておったのかというところまで遡って、もう一回考えていかないといけない問題までなるのかなというふうにも、ちょっと懸念しました。

そのあたり、また再度、先ほどの平山さんと同じ質問の繰り返しになるのかもしれないですけども、一体どういうふうな経緯の中で小径であったり、安らげる川のバリアフリーであったりとかいうふうなところに行き着いているのかということ、ちょっともう一度ご説明いただけたらなというふうに思うんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

多分一つ一つにいろんな経緯があって、それは例えば明確に何とか委員会で、何とか計画でというふうに言えるものもあれば、あるいはいろんなところの話がもやっとならないうちの中で、それを我々で酌み取ってやっているようなものであるとかいう形になっているので、ちょっと説明の仕方はなかなか難しいですね。ただ、先生がおっしゃられる、例えばこんな感じなんですという話は、少しでもうちの中でも整理してお話しすると、こういうパターンもあるなということをご理解いただけているし、我々もやっぱりそういうところをちゃんと思わなくちゃいけない。計画を作っているから、計画どおりですって言っても何も理解されなくて、なぜその計画が、もともとは何なのかというところが計画をつくった後でも常にしゃべれて、説明できないとやっぱり納得していただけないと思っております。

でも、すごく公共事業あるいは社会資本整備を進めていく上で、今の命題はすごく今までも苦しいというか、なかなか全員の理解を得た上で進めるということはなかなかできないわけで、そうすると、ある一定の理解の中で進めていかざるを得ない。本当は、皆さん合意の上で進めていきたいんですけども、なかなかそうもいかないところもあるんで、ずっと悩んでいるところではあるんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

ちょっといいですか。

○中谷委員長

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 寺井）

事例として、35ページに木津川上流の事例を載せているんですけども、水辺の楽校で笠置地区ですけども、これを整備したときに地元と協議会をつくりました。私ども行政の人間、それから地区の役場、それから観光協会、それから消防署なんかも、ここは夏にいつも水難事故のある箇所ですので、消防署の方にも入っていただいて、まずどんな整備があるのかというのを議論する中で、カヌーに特化したというのがあります。ただ、整備に当たってはカヌーだけじゃなくて、いろんな人が入りますので、そういう人たちにどう注意喚起をすればいいのかとか、そういった議論をした上で協議会で管理をする、役目を決めながら整備をした事例がございます。

そんな中で、やっぱり造ってみるといろんなことが起こりまして、細かな修理もしなきゃいけないし、造った途端に川の中ですから、細かな壊れもありますし、実は去年の出水で大きく護岸が壊れて、今年直しているというようなこともございます。それも地域ではここまでの修理をしましょうとか、手に負えない部分については国で何とか面倒を見ますよといったような覚書みたいなものを実は今年度つくりました。やはり、地域の方も自分らで守らなきゃいけないものはあるよということで、ごみ拾いとか、そういうものはちゃんとやりますといったような日常管理については誰がやるとかいうところまで、できるだけ踏み込んで覚書を結ぼうと。とりあえず、この笠置ではやってみました。これは事例報告です。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

平山委員、どうぞ。

○平山委員

合意の話なんですけれども、合意形成というのはとっても無理があると思っています。何に関しても結果として合意を取り付けるということよりも、いろんなことを考えている人がいるんだということを認識して歩み寄るという、そのプロセスが大事だと思うんです。合理的な説明で歩み寄れる人もいれば、「あの人も子供のために思ってこういうことを言ってるのか」と思って気持ちで歩み寄れる人もいますし、その人が歩み寄れるきっかけというのはいろいろありますので、その地域の人にお話をするときには、いろんなお話の仕方をしないと多くの歩み寄りを作れないと思うんです。その間にいるのが河川レンジャーの役割の一つかなと思って私は活動しています。

ですので、計画が固まっていない状況のときに公表すると、もしかしたら変更が出てくるんじゃないとか、河川行政側でいろいろ危惧される場所はあると思いますので、難しいこともよくわかります。ただ、そのプロセスをどれだけ踏んだか、誰と踏んだかということを試験的に小さな地域でもやってみるということを、レンジャーが活動として間にはいりますので、いいお話し合いの場というのが作ればいいなと思っています。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○上田（豪）委員

今の提案ね、やるって言い合ったんやから。これをレンジャーやから、おまえつなぐの任すわ、これではやっぱり具合悪い。ちょっと言えば、この写真を見ても、整備後の写真がありますね、これは冬やから枯れてますけども。基盤整備はしましたと、ただし、これを有効活用していくためには、景観整備をどうしたらよろしいんですかと。ここにチューリップを置きたいという人も必ず出てくる。だけど、そういうときに僕もやったけども、それはこの隣の家のここに植えてもろうたらいいん違う、川の中じゃなかつてもできるやろう、川の中でしか出来ない利活用というようなことを説得しながら、いい川らしい小径を造っていくと。これをレンジャーだけで言おうと思っても、公共事業ですのでなかなかしんどいですね。

だから、事務所の方なりで、そういう意見集約の提案をしていくと。先ほど僕が言いましたような場を設けるということです。そのときの中心的な牽引役として平山さんに入っていただくと。他のレンジャーも入っていくとか、こんなような形をぜひとってもらって。

基盤整備まではできたが、殺伐としとるやないかと。そのときに川の中にも、もうちょっとアシを生やそうとか、ちょっと五郎太石（ゴロタイシ）を入れようという話も出てくるかもわからんしね。ただ、最初の計画段階からの話じゃないので、参画について非常に制限がありますが、まちづくりとしてあなたの意見がほしいということを行いながらやれば、なんとかいい結果ができるんかなと。いい管理をするためにワークショップをするんじゃないし、いい活用をしてもらうためにワークショップ、話し合いをすると。そうすると、勝手に管理も出てくるという具合に僕は思います。

以上です。

○中谷委員長

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

実は大変時間が気になってまして、予定時間が過ぎてから何か本質的ないい議論が進んでるのかなという感じがしております。ということで、今日は大変広範にわたるテーマでの議論をしておりました。その中で、一応進捗の点検ということで一連ご説明いただいたんですけども、その中でちょっと一部ありましたように、見せ方を工夫するですとか、また、どこでどういう施策をやっているかという、どれにしてみたらというような提案もありましたので、水系全体を一遍にそれということではなしに、例えばイタセンパラに象徴されるような部分、また淀川大堰の影響がある部分とかに特化してみて、こういう見せ方がありますよねみたいところでまとめ始めていただくとかということもありかなというふうに思っております。

あと、ちょっと委員の皆様から、特にこれだけは言うておくでというようなことがありましたら。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課 課長補佐 成宮）

ちょっとすいません。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課 課長補佐 成宮）

先ほどの小川委員からお預かりしてたところで、ちょっとこれを言わせてください。

利用のところでございます。29ページの施策の概要にも書かれているんですけども、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進していただきたい。現状の河川利用が環境再生に制限を与えている事例もありますということでございました。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。これも先ほどと同じく議論の中で出てきたことかなというふうに思います。よろしいですか。

2) その他

○中谷委員長

そしたら、一応、本日のテーマについての議論、ここまでにさせていただいて、ちょっと進行がまずくて大分延びておりますけども、議事の2、その他について事務局より説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

それでは、できるだけ簡潔に。2点、お伝えしたいことがございます。資料の一番後ろに「ダム検証における意見聴取について」という1枚のみ表裏のペーパーがあります。この話と、あとは今後の淀川流域委員会の進め方についての、この2点をちょっとお話しさせていただきます。

まず最初に、ダム検証の話なんですけども、1枚裏表になっている2ページの裏側から見ていただけたらいいと思います。実は、前回、治水についてこの地域委員会でも説明させていただきましたけども、そのときにダム事業の状況についてということでご説明したときに、現在検証中だと我々は説明させていただきました。そのダム検証と、この流域委員会との関係がどんな感じになってくるのかというところについてのご質問がありましたので、このようなペーパーを作っております。

まず、最初に2ページのところを見ていただきまして、「ダム検証における意見聴取について」と書いてある、現在どんな感じのことをやっているかという話なんですけれども、実は平成22年にダム事業については一旦次のステップに入らずに、全てのダムについて検証しようという話になっておりまして、淀川水系におきましては3ダム、具体的に言いますと滋賀県にあります大戸川ダム、それからあとは同じく滋賀県の丹生ダム、それからあとは三重県の川上ダム、この3つにつきまして各ダムごとに検証作業というのをしております。どのようなことをやっているかという、各ダムの替わりになるような代替案というのを並べて、それと比較した場合どんな感じになってくるのかというのを、それぞれのダムごとに検討の場というのを設けて現在検討している状況です。

検討の場のメンバーとしましては、ダムの事業者、国土交通省であったり、あと水資源機構さんであったりするときがあるんですけど、そこと関係自治体という形でやってお

りまして、フローチャートで上から流れてきた赤枠のその下ですけれども、23年1月に3ダムとも検討の場の設置を行っております、現在、各ダムごとに多目的になっておりまして、治水目的であるとか利水目的であるとか、それぞれの目的ごとに代替案というのを検討しているような状況でございます。

この手続につきましては、実は実施要領というのが赤枠のところですが、詳しく定められておりまして、その中でこのフローチャートの右側、赤い四角で囲ってあるところですが、河川法第16条の2に準じた手続で学識経験者、関係住民、関係自治体の意見聴取を行うことというのが、実はダム検証を進める上で定められているところでございます。この河川法第16条の2というのは何かといいますと、実はこの流域委員会でございます、河川法第16条の2で河川整備計画を作る、あるいは変更するに当たっては流域委員会等々、学識者の意見を聞くという形になっておりまして、これに準じた手続を行うことという形になっております。

一方でフローチャートのずっと下側に行きますと、対応方針を決めていって、最後は国土交通大臣が方針決定した後、必要に応じて河川整備計画の変更の手続が生じた場合には変更するという形になってきます。こちらにつきましても、もちろん河川法に応じて学識経験を有する者からの意見聴取というのを行ってくる形になってきます。

ダム検証の手続の、先ほどの四角の「準じた手続」の部分については、準じた手続ということ以外は何も書かれてはいなくて、それぞれのダムごとに決めていくという形になっておりますけれども、現在、考えておりますのは表側の1ページ目に戻りまして、上の四角の二丸目（にまるめ）ですけれども、「淀川流域委員会は、河川法大16条の2第3項の趣旨を踏まえ設置された学識経験を有する者で構成される委員会」という形になっておりますし、「ダム検証の結果によっては、河川整備計画の変更等を行う可能性がある」ということもありまして、これらの手続を円滑に進める観点から「意見を聴く学識経験を有する者として、当委員会委員」を選びたいというふうに思っておるということで、下の四角囲いにありますけれども、「上記の理由から、淀川流域委員会の委員の皆様を、ダム検証の手続きの学識経験者として選定させていただき、ご意見を伺う」、現在のところ「予定」という形になっております。

ダム検証の手続が各ダムごとに進んでおりましたらばらしてありますし、それから後は、具体的にどのタイミングで、どういう形で聞くのかということについては、まだ決まっていないような状況です。他の水系のダムの検証でかなり進んでるやつもありますんで、そういうと

ころを念頭に置きながら具体の手法、それから時期等々を現在検討しておりますので、それがまた決まり次第、各委員の方々にはご説明させていただいて、この手続の中の意見聴取というのもさせていただければと現在のところ思っているということでございます。

まだ具体的に我々も決めかねているところがありますので、ちょっとざくつとしたペーパーになっておりますけれども、まずはこんな感じのアナウンスをさせていただきたいというのが1点目です。

続きまして、2点目の淀川水系流域委員会の件なんですけれども、こちらはペーパーなしで大変恐縮なんですけれども、実は先日、連絡調整会議、専門家委員会と地域委員会の委員長、副委員長に入らせていただいて少しディスカッションする会議をやったときに出てきた話なんですけれども、もともと皆様には年に3回ぐらい委員会をやりたいということで、今日、実は3回目になっております。一応、一通りの進捗点検に関する、ピックアップかもしれませんが、ご説明をさせていただいて、意見も今日の議論いただいたところではあるんですけれども、2つあります。

1つは進捗点検の中身についての意見をいろいろと言っていたんですけども、そもそも進捗点検のやり方等々についてもいろいろと考えるところがあって、来年度以降どうするのかというところについては、もう少し委員会の中でも議論した方がいいんじゃないのかという話があったというのが1点。

それから、あともう1つ、この会議の場でいただいた意見なんですけれども、今のところばつと言っているような状況でございまして、一回整理が必要かなと思っていて、我々が意見を踏まえた形で来年度以降進めていくためにも一定の整理が必要。その整理をしたものを、やっぱりご確認いただくという観点でも、大変恐縮なんですけれども、今日で最後とせず、もう一回場を設けさせていただいて、その場では今まで治水についても、それから、今日利水、環境、人と川のつながり等々でいただいたご意見を、一定我々の方で少し整理させていただいて、それを見ていただくという話と、それから、あとは来年度以降、委員会をどんな感じでやるのかというディスカッションをもう一回やっていただけるといいと思っているところでございます。

お伝えしたかったのが2点、今言ったダム検証と流域委員会との関係と、それから、この委員会についても一回、お忙しいところを恐縮なんですけども設けていただいて、今のようなディスカッションをしていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

以上です。

○中谷委員長

はい、説明、ありがとうございました。2点、説明をいただきましたが、1点目のダム検証におけるこの委員会の役割ですね。あとの点検の取りまとめと申しますか、そこら辺のところは委員の皆さんから何か質問とかご意見はないでしょうか。

次に開催されるまでには、また調整会議と申しますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

委員長、副委員長の会議ですね。

○中谷委員長

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

連絡調整会議は必要に応じやることになっておりますので。

○中谷委員長

お願いいたします。

○上田（豪）委員

すいません。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○上田（豪）委員

この最初のペーパーのダム検証、場を設けた、23年1月に、というところなんですけど、今はそれぞれのところで、これに基づいて進んでいるわけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そうです。

○上田（豪）委員

だから、川上ダムはここまで、丹生はここまでというような感じで今。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

別です、3つともばらばらの状況になります。

○上田（豪）委員

はい、わかりました。

○中谷委員長

他によろしいでしょうか。



多分、どこのダムもそうなのでしょうけど、こういう流域委員会とか役割が設けられて、片やダムの検証があるということになると、先ほども説明がありましたように学識経験者からの意見聴取ということになると、また別々のセットということになるとあれですし、また、この委員会自身も委員の選定会議なり、そういう場が設けられて選ばれてきたという経過もこれありで、こういう流れで役割を課せられても、まあ仕方がないって言うであれで、すいません、今、ちょっと、今の記録に残してもらわない方がいいかもしれませんが、まあ、あの、そういう役割を担うのかなというところであります。

あと、点検に関してはいろいろ委員の皆さんからご意見いただいておりますけども、確かに今後どうやっていくのかということも含めて、さらに詰めておく必要があるかとも思いますし、当然もう一回開かれてもという気はしております。

というところで、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

・一般傍聴者からの意見聴取

○中谷委員長

それでは、すみません、進行がまずくて大変時間が延びましたが、これからの一般傍聴の方からの発言を聞かれるということになっておりますので、お一方、二、三分程度ご希望がありましたら、発言をしていただければと思います。

はい、どうぞ。

○傍聴者（木村氏）

木村と申します。幾つか、順番に簡単に言います。

最初にありました遊水地の件、過去の第2次の流域委員会だったと思います。越流堤を可動堰化することによって洪水のピークカットをすれば川上ダムは要らないというのが第2次の委員会に出てたはずです。

それから、2番目、河川レンジャーにつきまして、これは5年経ちましたんで、河川レンジャーのあり方そのものをどうしたらいいのかというのは、河川レンジャー内で再検討されるべき問題だろうと思います。

それから、河川環境の問題にイタセンパラ中心の話については、いろいろ議論もありましたけども、植生の変化図というのがないんですよ。ですから、水辺がどのように変わってきたか、そういう植生の変化量を出して検討する必要があるんじゃないかという点。

それから、水質については全くありませんでした。猪名川はワーストワンになる場所でした。おととしでしたかね、全国で一番になりました。

それから、高水敷の件で保全利用委員会で、特に淀川系は排他的、独占的使用を排除してはいますが、猪名川につきましては、今なお不法占拠の箇所がありますし、しかも独占的、排他的に使っているグループがあります。この辺の改善を、やはり保全利用委員会がもっとやらなければいけないのに全然できてません。

それから、平山さんの方からありました件で言えば、アドプト制度というのを導入されてはどうかと思います。八軒家のところはアドプト制度が入っております。八軒の大川沿いですね。あそこの歩道は入ってます。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ないようですね、そうでしたら。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

今の話で1点だけよろしいですか。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

何点かの今の一般傍聴の方からの話で、抜けているところがあるという話はあったんですけども、抜けてるところもあるかもしれないんですけども、今回、進捗点検自体がピックアップみたいな感じでやって、ここも課題だと思ってはいるんです。でも、時間の関係の中で水質の話であるとか、そういうところは抜けているところがございます。分厚い資料になって大変恐縮なんですけども、進捗点検全体に関する報告書は、このような形でまとめている状況ではありますので、これをいかに、こういうことをやってますというところをどういう形で、全体を含めて見せられるのかというのは、さらに考えていかなくちゃいけない課題と思っております。

以上です。

○傍聴者（木村氏）

もう一遍、ちょっとごめんなさい。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（木村氏）

進捗点検の詳細は目を通しておきます。それから、最後にありましたダム検証の件ですが、河川法第16条2号の第4項の住民意見聴取はこの中に入るのでしょうか。意見を聞くのは学識経験を有する者としてというのが文字に入ってますけども、住民意見聴取はこの中に入るのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

すいません、じゃあこれも、簡単に。パブリックコメントという形で住民意見というのでも聴取するという方向で考えているところです。

○傍聴者（木村氏）

この委員は入るんですか、入らないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

この委員というのは。

○傍聴者（木村氏）

地域委員会。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

地域委員会の方々は逆に学識経験者という形で入っていただくという方向で考えています。

○傍聴者（木村氏）

そうですか。

### 3. 閉会

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。いろいろ委員さんも含め、ご意見等々多々あろうかと思いますが、それはまたいろんな方法でお寄せいただければというふうに思っております。

ということで、時間が大変延びて申しわけないんですが、第3回はこれで終了とさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでした。

ありがとうございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課 課長補佐 成宮）

本日はどうも長時間ご議論ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめの上、各委員にご確認をいただいた上でホームページで公開させていただきます。次回委員会の日程につきましては、後日調整の上、決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで平成24年度淀川水系流域委員会地域委員会第3回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 5時40分 閉会]